

平成18年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成18年9月13日(水曜日)

議事日程第5号

平成18年9月13日(水曜日)

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

応招議員 29名

出席議員 28名

1番	甲村	聰君	2番	保坂	悟君
3番	笠原	幸江君	4番	渡辺	重雄君
5番	中村	実君	6番	平野	久樹君
7番	五十嵐	哲夫君	8番	田原	実君
10番	松尾	徹郎君	11番	保坂	良一君
12番	高澤	公君	13番	倉又	稔君
14番	久保田	長門君	15番	大滝	豊君
16番	斉藤	伸一君	17番	伊藤	文博君
18番	伊井澤	一郎君	19番	鈴木	文勢子君
20番	猪又	好郎君	21番	古畑	浩一君
22番	五十嵐	健一郎君	23番	山田	悟君
24番	池亀	宇太郎君	25番	大矢	弘君
26番	畑野	久一君	27番	野本	信行君
29番	新保	峰孝君	30番	松田	昇君

欠席議員 1名

28番 関原一郎君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	助	役	栗林	雅博	君	
収	入	倉又	孝好	君	総務企画部長		野本	忠一郎	君	
市民生活部長		小林	清吾	君	建設産業部長		渡辺	和夫	君	
総務企画部次長		本間	政一	君	企画財政課長		織田	義夫	君	
総務課長					青海事務所長		山崎	利行	君	
能生事務所長		小林		忠	君					
市民課長		田上	正一	君	福祉事務所長		小掠	裕樹	君	
市民生活部次長					商工観光課長		田鹿	茂樹	君	
健康増進課長		荻野		修	君					
農林水産課長		早水		隆	君		建設課長	神喰	重信	君
新幹線推進課長		田村	邦夫	君	ガス水道局長		松沢	忠一	君	
消防長		吉岡	隆行	君	教育長		小松	敏彦	君	
教育委員会教育総務課長		黒坂	系夫	君	教育委員会学校教育課長		月岡	茂久	君	
教育委員会教育次長					教育委員会文化振興課長					
生涯学習課長					歴史民俗資料館長兼務		山岸	欽也	君	
中央公民館長兼務		山岸	洋一	君	長者ヶ原考古館長兼務					
市民図書館長兼務										
勤労青少年ホーム館長兼務										
監査委員事務局長		広川		亘	君					

+

+

事務局出席職員

局	長	斉藤	隆嗣	君	次	長	小林	武夫	君
主	査	松木		靖	君				

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は関原一郎議員であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、13番、倉又 稔議員、23番、山田 悟議員を指名いたします。

日程第 2 . 一 般 質 問

議長（松尾徹郎君）

日程第 2、一般質問を行います。
きのうに引き続き通告順に発言を許します。
新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

おはようございます。

私は、発言通告書に基づきまして、3点、米田市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

1、障害者自立支援法の本格実施に向けての取り組みについて。

10月から障害者自立支援法が本格施行となりますが、4月から原則1割の応益負担が導入されたことにより、利用者負担増による施設からの退所や、報酬減による施設経営の悪化など、深刻な問題が出ております。10月からは、市町村の事務事業である障害程度区分認定とこれに基づく支給決定、地域生活支援事業が開始となり、自治体の責任も問われることとなります。

以下の項目について質問いたします。

- (1) 4月から原則1割の応益負担が導入され、大幅な利用者負担増による施設利用の中止などが起きていることが、厚生労働省の調査でも明らかとなっております。10月から本格実施となるが、本市における利用者、施設への影響を調査したか。
- (2) 国は「現行サービス水準を後退させない」と繰り返し国会で答弁していますが、「勘案事項の一つ」である「障害程度区分」をどのようにとらえているか。
- (3) 障害者のサービスを後退させないため、利用料や医療費への軽減措置、地域生活支援事業に市独自の負担軽減策を講じる必要があるのではないか。少なくとも、非課税世帯の人の新たな負担が生まれないようにすべきではないか。
- (4) 地域生活支援事業は、これまでより負担増にならないように十分配慮していきたいとのことだったがどうなったか。
- (5) 自立を支援する基盤整備をどのように進めていくのか。

(6) 日払い方式の見直し、報酬単価の引き上げ、応益負担の見直し等、国に抜本的な見直しを求めていく必要があるのではないか。

2、情報通信基盤の整備について。

(1) 地上デジタルテレビ放送が開始され、2011年にはアナログ放送からデジタル放送への切りかえが行われる予定となっております。切りかえに向けて、国では

今後1年半かけて検討し、関連9法案の改正を2010年までに行うと伝えられております。2011年以降の放送と通信の分野では大激動が起こることが考えられますが、どうとらえているか。

(2) これから情報基盤整備に4年間で取り組むとすると、完成は2010年となります。莫大なお金をかけてつくった後、2011年のデジタル化を契機とした大激動で、大変な荷物になることも考えられます。情報通信技術の進化、機器の革新には目覚ましいものがあります。市は、できるだけ施設の所有はせず、必要最小限にとどめるのが賢明なやり方と考えますが、どうか。

(3) 現在検討されている2つの提案のうち、NTT方式で市が整備するとした場合の、難視聴地域を考慮した映像設備費9億円は、難視聴対策として別個に補助事業を組めば費用がもっと少なく済むのではないかと考えられます。将来を考えればその方がよいと考えますがどうか。

(4) 市民要望と行政上の必要性を考え、何を目的に整備するのか明確にして取り組む必要があります。市民サービスの内容を決め、それを実施するための費用を基盤整備費に加えて、比較検討することが必要と思うがどうか。

(5) 情報通信分野の技術の進歩発展には目覚ましいものがあります。デジタル放送への切りかえが行われる2011年以降予想される激動を考えれば、市は必要最低限の整備を行い、あとは民間(NTT)に任せるべきでないか。

3、下水道整備について。

(1) これまでの整備状況と残っている未整備地域はどうなるか。

(2) 今後の取り組み予定、計画はどうか。

(3) 水道整備との関連はどうなるか。

(4) 高齢者世帯の負担軽減策を考えるべきでないか。

(5) 国道8号の渋滞問題と大きく関連する浦本地区の取り組みはどうか。

(6) 生活排水を処理した後の水質はどうか。公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽。

(7) 臭気対策、汚泥対策はどうか。

(8) まちづくりの上から地域の水循環をどう考えるか。

以上、1回目の質問といたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(松尾徹郎君)

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

おはようございます。

新保議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の障害者自立支援法についての1点目、利用者の状況につきましては、毎月、事業所からの請求により実態把握に努めております。利用者負担増により施設利用を中止した例は、本市においてはありません。

2点目の、障害者程度区分であります。障害者程度区分とサービスの関係につきましては、国庫負担基準が示されておりますが、各市町村において柔軟に基準を設定できるようになっておりますので、利用者の状況を見ながら基準を設定する予定にいたしております。

3点目の市独自の利用者負担軽減措置につきましては、国において応益負担を掲げ、原則1割負担となっておりますので、現段階では軽減措置は考えておりません。

4点目のご質問ですが、地域生活支援事業につきましても原則1割負担を考慮しておりますが、障害者福祉サービスと合わせて利用する場合は、障害福祉サービスの月額上限額を超えないようにするなど、負担増とならないよう検討しております。

5点目の自立を支援する基盤整備につきましては、障害者の地域生活を支援するためにグループホーム、ケアホーム及び日中活動の場として、就労移行支援事業や就労継続支援事業の展開ができる通所施設の整備促進に努めていきたいと考えております。

6点目のご質問につきましては、障害者自立支援法が施行されたばかりでありますので、現状を見ながら、見直しが必要であれば要望をしていきたいと考えております。

2番目の、情報通信基盤についての整備の1点目、放送と通信の融合であります。国では、いわゆるユビキタス社会の実現を目指しており、地上デジタル放送も、その施策の一つであると認識しております。飛躍的に拡大する情報流通に適応するためには、情報流通の構造改革が必要であり、これに伴い国の組織や制度の見直しが進むものと考えております。

2点目の市が所有する施設につきましては、将来を見据えて費用対効果を十分に検討することが重要であると考えております。

3点目の難視聴地域の対策については、現在、本市の中継施設から地上デジタル放送の電波が配信されないため、難視聴地域を確認できない状況であります。難視聴の解消については、いろいろな対応があると考えております。

4点目の整備する目的の明確化と費用につきましては、この新市になりまして市民の一体感が必要であることから、地域情報や緊急情報等の配信機能を含めた整備について、事業者へ提案依頼をしておるところでございます。今、その中で比較検討をしてみたいと考えております。

5点目につきましては、現在、提案依頼をしておりますので、提案された内容を踏まえて十分検討したいと考えております。

3番目の下水道整備についての1点目、整備状況であります。能生地域、青海地域は、整備がほぼ完了いたしております。糸魚川地域につきましては、平成17年度末で公共下水道区域内計画人口の約85%を整備しており、未整備地域は羽生地区、下早川地区、浦本地区となっております。また、公共下水道集落排水事業の計画区域外につきましては、浄化槽事業により整備を進めてまいります。

2点目の今後の計画であります。未整備となっております羽生地区は平成18年度でほぼ完了し、下早川地区は平成22年度の完了を目指しております。浦本地区は整備計画を立案中であります。

3点目の水道整備との関連につきましては、地元住民への影響と工事費の軽減を図るため、下水

道区域内での工事は、水道事業と整合をとりながら進めてまいります。

4点目の高齢者世帯の負担軽減につきましては、高齢者世帯の位置づけとともに、経済状況が個々に異なることから、特別な軽減策は考えておりません。

5点目の浦本地区の取り組みにつきましては、現在、渋滞対策に対応するべく、関係部署による庁内協議を行い、渋滞緩和措置などの検討をいたしております。

6点目の生活排水を処理した後の水質であります。公共下水道、集落排水のいずれも基準内に十分な余裕を持っておさまっております。また、浄化槽につきましても検査の結果では、問題のない数値となっております。

7点目の臭気対策であります。公共下水道、集落排水ともに脱臭施設の設置や作業所の密閉などの対策をいたしており、浄化槽につきましても、放流管の位置選定、放流先の流路、水路の改修などの対策をいたしております。

次に、汚泥対策であります。当市の公共下水道で発生する汚泥の約8割はセメントに再利用されており、残り2割は肥料化されております。

8点目の地域の水環境であります。まちづくりの骨幹となる快適な生活環境を確保するため、水の循環は大きな問題であると認識いたしております。水の循環を考える上で、公共水域が果たす水質保全の役割はますます大きくなると考えております。今後も公共下水道事業、浄化槽事業の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長の答弁もありますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

障害者自立支援法は障害者本人、サービスを提供する事業所法人に、それぞれ大きな影響があるわけであり。調査して正確に影響を把握しないと、実態に合った対応ができないのではないかというふうに思います。

先ほどの答弁で事業者からの請求によりというふうなことでありましたが、直接、関係のところから聞かなくてというのが大事ではないか、調査するというのが大事ではないかというふうに思うんですが、調査しなかったのは、どのような理由からか伺いたしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

4月以降、新しい制度が始まったわけでありますが、その制度の中で個々の利用者の方がどういう状況で利用しているか、あるいは負担をしておるかということにつきましては、先ほどお答えいたしましたように利用の状況、いつどんなサービスを幾ら使ったかというのは、事業所からデータとしてまいります。それを見て状況を判断をさせていただいておりますが、施設等への出向いての調査を、なぜしないのかという点につきましては、今現在、まだ自立支援法の全体像が動き出

しているわけではございませんので、もう少しデータを見ながら、今後必要に応じて、そういった対応もとりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

直接話を聞くということは、全くやっておられないわけじゃないと思うんですよね。それは、やられてると思うんです。しかし、全体をやはりきちんと調査をするということは、血の通った対応ということにつながってくると思うんですよ。ただ請求を見て、どうなってるからどうだっていうんじゃないくて、生の声を聞くっていうのが大事ではないかというふうに思います。ぜひそれはやっていただきたいと思うんです。

厚生労働省は、6月下旬に自治体アンケート調査を実施しております。ご承知のとおりであります。この時点で独自調査を実施した自治体は、まだ少数でありますけれども、半数を越す都道府県が負担増による退所者、利用抑制の事態が生まれているというふうに報告されております。

新潟県では、障害者自立支援法施行で、自己負担増により施設から退所した障害者に対し、県独自の支援策を行うために、9月定例会に補正予算を提案するっていうことであります。糸魚川市は、今ほど中止とか退所というのはないというふうに言われましたけども、全国どこでも、この障害者自立支援法というのは、応益負担ということで、今までより大幅に負担がふえてるわけですよね。6月定例会でも伺いましたけども、そういう収入の少ない障害者に、多大な負担を強いる内容になっている。これについて先ほども言いましたように、実態にかみ合った対応ができないんじゃないか。国から言われてきたのを、ただそのままやるようなことになるんじゃないかというふうに思うんです。

障害基礎年金は1級で8万3千円、2級で6万6,000円とのことであります。障害が重い人ほど、働きたくても働けなくて収入が得られない。しかし、障害者自立支援法の仕組みというのは、障害が重ければ重いほど、負担が重くなる。トイレに行くにも、お風呂に入るにも、お金がかかる。障害が重い人ほど、いろんなサービスを受けなければならない。応益割ということで、さらにそれらに一律1割負担がかけられ、払わなければいけないというふうになっているわけです。

例えば、この前も言いましたけども、住民税非課税で年収80万円以下という低所得1の場合、月額上限1万5,000円とされておりますけども、年間では18万円の負担となるわけですよね。80万円の収入で18万円の負担と、やっていけるとおもいますか。市独自のこういうものに対する、利用料に対する軽減策というものを検討すべきだと思っておりますけれども、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

負担についてでございますが、これにつきましては、国が原則1割という方針を打ち出しており、さらに今お話のありましたように、所得の状況によりまして軽減措置を設けておると。さらにはケースごとにではありますが、個別減免でありますとか、補足給付というような制度でもって、負担

のできない方々を支えるような制度もつくってございます。それらを国が運用することによって、この自立支援法が今後も持続的な制度として維持ができる、そのための措置であるというふうな説明でございます。

このことについては、全国一律こういう対応になっておるわけでありますので、国の方針を今のところ私どもは、制度が動き出して十分まだ日がたっておりませんので、データを蓄積する中で検討をしたいと思いますが、当面は国の方針によって、この制度を的確に運用するように努めていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

福祉作業所「いちょうの家」では、負担が多くなれば家にいるようになるだろうと、そうすれば今までより悪くなると。通所授産施設の「好望こまくさ」でも、負担と工賃でマイナスになれば来ないということが言われておりました。

東京都の精神障害者家族会連合会会長の野村さんっていう方ですが、9月6日付の日刊赤旗に談話が載ってるんですけども、この方は自立支援法は無慈悲だと。4月に施行された障害者自立支援法は、これまで無料か定額だった障害者の福祉サービスに、原則1割の定率負担を持ち込みました。それが少ない収入しかない障害者や、その家族を苦しめています。定率負担が原因で、障害者が施設を退所したり、利用回数を減らすなどの状況が、全国で生まれています。1,800の小規模作業所などが加盟してつくる障害者団体の「きょうされん」が行った調査では、全国で少なくとも124人が退所していることがわかりました。施設を退所するというのは、障害者が自立する道を閉ざされてしまっているということです。負担を苦しめた親と障害がある子供との無理心中事件も起きています。みずから自立の意欲を持って、そのきっかけをつくるために作業所やデイケアに行こうと思うことは、病気の回復に向かう第一歩ですというふうに言っているわけです。それが応益負担しなさいとなると、気持ちがなえてしまって、やあめたとなる。そもそも障害者が生活できるだけの所得保障があって、それから1割負担を払えということなら理解もできます。しかし、今の低い本人所得で1割負担を払うと生活できません、実態はこうなっているわけでしょう。それは十分承知しているはずですよ。

そういう状態の中で、国が決めたものを的確に運用していくということは、今、前よりも非常に負担がふやされている障害者の方たちの現状をそのまま、大変な状況になっているのをそのまま追認といいますか、市も一緒になってそれを進めるということになるわけでないですか。できるだけ、そういう大変な状態の人が、自立できるような応援をするというのが、市の仕事ではないかと思うんです。

それだけでなくて施設の方、国が施設に払う報酬の支払い方法が月割りから、今まで月単位で払ってたんだけど、日割りにした。これによって、自立を妨げる事態も出てきていると。この野村さんっていう方たちの東京のその会の女性会員が、アパートでひとり暮らしをして、地域社会で自立に向かって頑張っていた。しかし、報酬支払いの方法が日割りになったことで、利用者が休めば報酬が入らず、施設は運営ができなくなりました。女性はそれまで体調に合わせ、作業所に通ってい

ましたが、毎日作業所に通うためには家族の応援が必要で、結局5月に実家に帰りましたと。これで一番最初に言った自立支援法は、無慈悲で情け容赦のない、障害を持ってしまったことに関して、自己責任だというような法律だということになってくるわけです。私はこの点は、よく考えてやっていていただきたいというふうに思うんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

何点が質問が含まれておったと思いますが、小規模作業所の利用の形態についてであります、今のところ幾つか市内に小規模作業所がございますが、それぞれ地域生活支援事業という市町村が独自に利用負担を定められる範疇の中での施設というところに位置づけております。

したがいまして、運営形態そのものは、今現在、法人から運営していただくように話を進めておりますが、地域生活支援事業の中に位置づけられた施設である限り、今現在の負担は、そのまましていきたいというふうに考えておりますので、負担増になることはないというふうに考えております。ただ、施設によりまして3,000円から5,500円という幅のある負担を今いただいておりますので、これが同じ法人が運営するようになれば、若干の調整は出てくるだろうなというふうには思っております。

それから一律原則1割の負担で、施設から退所せざるを得ないという状況についてのお話であります、それは恐らく国が負担割合を決めております自立給付の中に位置づけられた、訓練等給付の施設ではないかというふうに思われますが、今のところ小規模作業所を、そちらの方に移行する考えは当市ではございません。

それから施設の報酬単価の引き下げの件につきましては、おっしゃるように、施設側は今後事業を展開する上で、採算性というものを厳しく見直さなければならないと、そういう状況になっておるのは事実であるというふうに思いますが、基本的に、今の制度が理不尽なものであるということについても、私どもは制度そのものの全体が動き出した中で、本当にそういう状況があれば、国に対して必要な要望はしていかなきゃならないというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

実際に利用されている方の声は、先ほど請求を見て判断しているということでありましたけども、そのほかの方の声も実際には聞いているんでないですか、大変だという声を。私はそういうことを、やはり国の方にも上げていく必要があるというふうに思うんですよ。

私が6月定例会で、一般質問で、日常生活用具給付事業に対する助成を、これまでより後退させることのないように行ってほしいと思うがどうかというふうに聞いたんですが、これに対して現行の給付事業をそのままスライドさせるという考え方でありますので、負担が増ということのないように十分対応していきたい。市町村独自事業の中での対応となりますので、1割負担ということが

決まっているわけではございませんで、市としての設定ができます。その中で負担増とならないよう、十分配慮していきたいというふうに考えておりますとの答弁でありました。

8月25日付の「おしらせばん」に、障害者用補装具等の制度変更についてというお知らせが掲載されております。補装具等日常生活用具に関してのお知らせであります。この中で、「10月から自己負担は費用の原則1割となります。自己負担の半額助成は9月までの申請分で終了となります」と記載をされております。本会議場で、現行の給付事業をそのままスライドさせる、負担増にならないよう十分配慮していきたいと答弁しながら、「広報おしらせばん」で、自己負担は1割になります、これはどういうことですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

障害者の方がお使いになる道具類、器具類で2つに大別されるわけですが、補装具につきましては、国の自立支援給付の中の補装具という部分に位置づけられまして、これにつきましては国の制度であります1割負担。これは先ほどもお話をいたしましたように、国の全国一律の制度でありますので、これについて負担を軽くするというお話をしたわけではございません。

もう1つの日常生活用具が市町村が利用料を決められる裁量を与えられているのが、地域生活支援事業という中に位置づけられた日常用具であります。これにつきましては、お話をいたしましたように、原則1割という中ではあります。日常生活用具については、常日ごろ一番多く使うものでありますので、負担をなるべく軽くするように対応したいという話をさせていただきました。

具体的なその軽減の内容でございますが、今現在、事務レベルで周辺市町村の状況を把握をしながら、市としての軽減の対応を検討しているところでございますので、まだ詳しい話は、また後ほどにさせてもらいたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

そうすると、補装具と日常生活用具と分けて、日常生活用具がこれまでの半額助成ということ、それを念頭に置いて、負担がふえることのないように検討するというふうに理解してよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

自己負担の2分の1を補助しておったという今までの市の対応であります。その自己負担そのものも支援費の制度の中での自己負担でありましたので、昨日もお話をいたしましたが、いわゆる負担のあり方が全く別の体系に乗りかわったということでもあります。支援費の中での2分の1の制度というのはそこで終わると。あるものがなくなったから、直ちに負担増ではないかという

ことではなくて、別の体系に切りかわったというふうに、ご理解をいただきたいというふうに思います。さらに地域生活支援事業の中に含まれる日常生活用具については、さらに負担がふえないような配慮をしていきたいというお話をさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

日常生活用具に関しては、負担がふえないように話をさせていただいているというのは、ふえないようにしたいということなんですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

細かい部分については、それぞれの方が使う形あるいは使う道具、いろいろな条件が重なってまいて決まるわけでありますので、一律全部負担がふえないというのは、なかなか言いにくいところではありますが、基本的には原則1割という部分を、もう少し下げられるような努力をしておるといふふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

市で行う事業という形の中でありますから、市でいろんなことができるわけですよ、国で決められた枠の中でやらなきゃならないということじゃないわけですから。こういう中で、やはり収入が多い方は負担が多少ふえても、そんなに大きい影響を受けるわけではないと。しかし少ない方は、負担がふえれば、それだけ大変になるということもあるわけですから、そういった点は十分考えてやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

確かに国の考え方もそうありますが、収入の少ない方に一律同じ負担を求めるといのは、やはり不合理であるという感じがいたします。その辺について今後どういうふうに制度を、あるいは軽減の形をつくれればいいのか、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

大分市が、6月の下旬に厚生労働省が行ったその調査書の中で、回答ですよ、アンケートの、

利用者1割負担のあり方について、生活保護以外は負担ありきでは、余りにも利用者に過酷な現実である。市民税非課税世帯については、現状の上限額の2分の1に、課税世帯についても上限を3万7,200円として、新たに1ランク下に2万4,600円程度の設定をすべきであるというふうに記述をして、国の方に出したということであります。市独自で、10月から出した内容の負担軽減措置を実施するっていうことでもあります。そのほかでもいろんな、例えば高知市は1割負担の利用料上限額を、ことしから2年半の限定で、その3分の2ないし3分の1を減額する。このため一般的所得世帯の場合では、3万7,200円の利用料が8,200円に抑えられる。予算額は、ことし分で約1,400万円。

岡山市では、障害者の地域活動支援センターへの補助金を増額して、自己負担を無料にすることを決めたと、10月から実施する。

そのほか、例えば高山市では在宅障害者のサービス利用料について全額助成を最高に、半額助成までの各種助成措置を提案すると、市議会にですね。全額助成は、就労移行支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業。4分の3助成は、居宅介護給付、ホームヘルパーの派遣費用とか、児童デイサービスとかということだそうであります。

全体で、これは前の数字で、先ほど言いました「きょうされん」っていうところで調べたところでは、5月末現在で8都府県243市町村、その後ずっと今言った中にもふえたところがありますから、ずっとふえてると思うんです。ですから糸魚川市も先ほど言われましたような形で、ぜひ負担軽減に取り組んでいただきたいというふうに思います。

地域生活支援事業の中の必須事業であるコミュニケーション支援事業、手話通訳、移動支援、身体介護を伴わないもの、伴うものを除く、視覚障害者の関係ですが。前は聴覚障害者、これについては、有料化になじまないのではないかということで、無料にするところもあります。どのようにお考えでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

地域生活支援事業のメニューでございますが、必須事業の中の障害者相談支援事業、コミュニケーション支援事業、これについては原則無料ということで、現在検討をいたしております。移動支援事業につきましては、1割負担をいただきたいということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

移動支援についても身体介護を伴わないもの、身体介護を伴うってものを除いて、ぜひ無料ということを検討していただきたいというふうに思います。

障害者自立支援法施行で、市の負担はどれだけふえるのか、減るのか。4月から応益負担を導入したことによる利用者負担の総額が、厚生労働省では860億円というふうに出している。この860億円の中には、国、それから自治体、県、市町村ですね、この負担が、要するに障害者の方

たちが、今まで払わなかったものを払う、負担するっていうことで減ると。減る分が860億円と
いうことを厚生労働省が試算で出しているということであります。

小規模作業所の法人化の問題では、来年4月から移行できるように関係法人にお願いしている
ということでありますけれども、これらも含めてどうなるのか、市の負担がふえるのか、減るのか、
その辺のところを聞かせてもらえますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

自立支援法が施行されたことによって、市の負担がどうなるのかというご質問でございますが、
今のところ、そういった数字の試算はしておりません。といいますのは、自立支援法の今後10月
1日から始まる部分を含めまして、まだ本当の運用する形がなかなか見えてこない。本日も県の方
の自立支援の説明会が行われておりますけれども、そういった中で、まだまだ不確定な要素がある
ということで、数値的には全体像をまだ押さえられないということで、ご理解をいただきたいと思
います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

障害程度区分ごとに、サービス料の上限が決められているのが介護保険であります。この自立
支援法ではそうではないわけですね。これは勘案事項ということになってるわけで、これにつ
いてどういうふうに考えられているのか。やはり障害者の実態、利用意向を十分反映させて、サー
ビスの支給決定を行う責任があるんでないかというふうに思うんですが、どのように考えておられ
るか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

介護保険の形に倣いまして、障害者の方々に6区分の判定をするということでございますが、国
としては、この区分ごとにサービスの目安としての上限額を設定をいたしておりますが、それを市
町村がさらに現状を見ながら、量をふやすということについては、弾力的に運用してよろしいと、
こういうことになっております。

今現在、認定の作業を進めておりますけれども、今現在、市としての考え方は、今お使いになっ
ているサービスは、基本的にそのままお使いいただけるような方向で、市としての基準設定を
したいというふうに思っておりますので、今まで使っていたサービスが、区分が幾つになっ
たから使えなくなったということのないようには、配慮をしたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

基盤整備ですが、自立するということは、地域の受け入れ体制もきちんとしていかなきゃならんということでありますけれども、例えばこの前にも言いましたけども、「みずほ」の場合、地域に帰るといっても、グループホームとか仕事づくりといった、そういったことがきちんとできてないと地域に帰れない。要するに、自立できないということになるというふうなことも言われておりましたし、「エスポアールはやかわ」も同じであります。5年間の猶予期間というのはあるんだけど、それじゃあ5年間そのままかというところじゃなくて、そのまま入所されていると点数が減点されると。そうすると施設の方が、それだけ大変になってくるという仕組みになっているので、5年間の猶予っていうのを、そのまま、まともに受けるわけにはいかないという点もあります。やはり、地域の仕組みづくりというのをきちんとやって、本当の意味で、自立ができるような形にしていく必要があるというふうに思うんですが、この後、障害福祉計画もつくられるわけですけども、どういふふうな考え方で取り組んでいかれるのか、基盤整備との関係ですね、お聞かせ願いたいと思います。

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

施設から地域へというのが、自立支援法の1つの大きな流れでございます。その中で今お話がありましたように、地域の中でどういう形でそれを受けるのかというのは、大変大きな課題でございます。今現在、グループホームが3カ所あるわけでありまして、このグループホームがその1つの受け皿として、大変重要な機能を果たすというふうに考えております。

これも、福祉法人の取り組みに期待する部分が大きいわけであります。今現在、もう1カ所計画をしていただいている部分がございます。さらには、地域に帰りながら就労移行、あるいは就労継続といったようなものを考えていかなければならない。それにつきましても、現在、南西海小学校をそういった施設にしたいということで、法人の方でご検討をいただいております。市としては、こうした法人の取り組みを積極的に支援をしていくスタンスで、基盤整備に当たっていきいたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

応益負担、あるいは日払い方式、報酬単価の見直しというようなことを、やはりその施設なり、利用者なり、そういう方の声を受けて、国に言うべきことはやっぱり言うていくということ、ぜひやっていただきたいと思います。

情報通信基盤の整備に移ります。新聞報道で幾つか出ておりますので、最初に紹介したいと思いますが、もうご承知のとおりだと思いますが、6月18日付の日報です。テレビの地上デジタル放送ということで、双方向機能を生かして、放送中のクイズ番組やアンケートに参加できるようにもなる。著作権を保護するために使われるB-CASカードがついてくる。これを本体に差し込まな

いと映像が映らない仕組みであって、1回だけ録画できるようになっているというのが6月18日の日報であります。

8月18日付、これは携帯電話の高速大容量通信の関係ですが、携帯電話3社は年内に相次いで通信速度の大幅向上に乗り出す。数年後には光回線並みの速度を目指す。双方向機能を強化する。これにより良質なテレビ電話サービスの基盤が整う。要するに、携帯でもテレビ電話のそういう機能をつける基盤を整えていくというふうなことだと思えます。

それから8月24日付ですが、TBSが持ち株会社へ移行する、そういうことを検討しているという記事であります。TBSが持ち株会社制への移行を検討しているのは、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行を控え、地方局のデジタル化、投資負担を軽減するとともに、通信と放送の融合時代をにらんで、効率的なグループ経営を図るためだということで、これも2011年をにらんでの動きだと。

もう一つ、これは毎日の9月7日付ですが、全世帯ブロードバンド化実現へ官民で推進組織ということであります。国内全世帯にブロードバンド、高速大容量通信サービス提供を実現するために不採算地域の問題などを検討していくんだと。要するに、そういうところも含めて全国、高速大容量通信の基盤をつくるんだということであります。これらは2011年のデジタル放送への切りかえに向けての動きであって、放送と通信が一体化していくことと、その後の激変、いろんなものが入り組んでいく、そういうふうなことなのかなというふうに思います。著作権の問題もあると思うんですが、時間をかけてそれらも解決されていくのではないかと。

市長が平成20年度に基盤整備の工事着手したいと言われたと思いますけども、2011年のデジタル放送への切りかえの、ちょうどその時期にかかる。そういう問題を十分考慮した上で進める必要があると考えるんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

ただいまは、いろんな情報をおっしゃっていただきまして、私どもの方も承知はしております。市長がこの前、そのように20年度ということを申し上げましたのは、来年度は公共基盤を行って、その後というような大きい流れの中で申し上げているわけですが、いろんな状況の変化等も含めながら、今後さらに、今新たな提案がされた中で、行政内部でも十分検討させていただきたいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

総合計画策定に関する市民アンケートの中の都市基盤整備の項目で、前にも言いましたけども、情報通信基盤の整備を求める意見というのは9.2%なんです。市民の中で、それほど強い要求があるっていうもんじゃないと思うんですよ。要望が強いってというのは企業、事業者、そういう方が仕事をしていく上で、どうしても高速大容量通信が必要だと。これがないと今の時代、もう仕事

にならん、こういうことが1つ。

それから一般のインターネット利用者が、早くつながるようにしてもらいたい。もう1つは、携帯電話の不感地帯を解消してもらいたい。行政上の必要性というものも出てきておりますし、これらが切実な要求ではないかと思うんですね。これらを考えますとやはりそんなに、いずれにしても高い加入率は見込めないんじゃないかと。そんなに多く金をかけるのはどうかというのが、市民の率直な気持ちだというふうに思うんですが、これらの点についてはどのようにお考えか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今ほど新保議員ご指摘の点も、当然、私はあると思います。しかし、1回目のご質問でお答えいたしましたように、1市2町合併をいたしまして広域になりましたこの市の面積の中で、一体感を持ってやはり市政運営をしなければいけないし、市民生活も、やはりそのようにいかななくてはいけないわけでございます。そういったことを考えますと、やはり行政の情報、そしてまた市民の情報というものを一体感となって、皆さんで共有できることが大切かと思っております。今、紙ベースのものでは、なかなか理解しにくいものがございます。そういった中で、映像や、また通信の中で一体感がとれることを私は望むわけございまして、確かにいろんなお考えの方はおられるわけございまして、その方々のやはり思いもあるわけございしますが、しかし今ほど言いましたように、一体感の持てる市のこれからの運営では必要であるわけでございます。そんなことを考えまして、建設的な施設として、私はご理解をいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

難視聴の関係ですが、デジタル放送にならないとわからないというのは、それは当然ありますけれども、じゃあ今の時点で共聴組合に助成をして、それを解消するというふうなことをやるとしたら、おおよそのぐらいになるか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

組合の数等は把握しているわけございしますが、現在、それに共聴でやった場合に幾らということについては、まだ把握はしておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

今後の市の財政の推移、放送と通信が一体化していくこと、2011年のデジタル放送への切りかえ後に考えられる激変を見据えて、市は必要最小限の整備を行って、あとは民間に任せるというふうに、私はした方がいいのではないかとこのように考えます。十分そういう点も考えて、対応していただきたいことを述べておきます。

公共下水道の方ですが、水循環というのは、やはりきちんと考えていく必要があると思うんですよ。環境教育と、この水質浄化というふうなこともかみ合わせて、検討していったらいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

松沢ガス水道局長。〔ガス水道局長 松沢忠一君登壇〕

ガス水道局長（松沢忠一君）

お答えいたします。

水循環という大題の概念からいきますと、当然、山林の保全、それから水田の保全だとか、いろいろな環境の中で循環するという概念で、我々はとらえております。その一部として汚水等の関係では、よりきれいに川に返し、海に戻すと。こういう概念の中で我々は管理をしてきた、こういう考え方でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

環境保全ということで例えば、

時間になりましたんで、また、この次に回します。失礼しました。

議長（松尾徹郎君）

以上で、新保議員の質問が終わりました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

議長、ただいま新保議員の一般質問の通告、並びに発言の中で、(1)番、放送と通信の融合については、今後1年半かけて検討し、関連9法案の改正を2010年までに行う、しっかりと明記されており、その後の通告も2010年までに関連9法案の改正ができることを前提に、話の論拠が組み立てられております。

しかし、私の得た情報では、NTTの組織問題を含めて2010年の時点で検討する、これが政府与党の合議であります。これはNTTの組織問題は、政府与党の合意文書に2010年の時点で検討を行い、その後、速やかに見当を得ると明記してございます。これは合意文書、通信・放送のあり方に関する与党合意であります。これはご存じのように、2010年までに結論を出すべきだというのは、竹中平蔵の通信等の懇談会である話であります。そして、その後、片山虎之助国會議員が委員長を務めます電気通信調査会、通信・放送産業高度化小委員会、こことは全く意見が食い

違って、そのための合意として「2010年ごろ」とされていた明記を、「2010年から」協議を再開すると、これが私の得た中の竹中平蔵懇談会と与党小委員会との合意事項です。

ところが、これでは2010年までに結論を出すという。私、前回の新保議員が、情報基盤整備やった場合、再構築費で50億かかるということを公式の場で言われて、また、みずからの活動報告でも全市にまかれた。その後の委員会でも、じゃあ50億の論拠は何なんだと聞いたら、建設費を全部合算した数字だから将来的にはかかる。

しかし、そのときにもはっきり申し上げたところでもありますが、それは毎年いただく利用者からのランニングコストで賄うから、そんな金額はかからないという、そういう情報も出してあるはずです。それなのにまた今回、明らかに通常と違う情報を出しております。これについては行政側も、この情報のもとというものをしっかり確認されて答弁されておるのか、まずそこを確認していただきたい。私が間違っているのか、新保議員が間違っているのか、私、ちょっと明確にしていただかなければ、10月10日にどちらのシステムがいいかという結論、また、市民の皆さんに意見を聞く場合もあろうかと思えます。

私から言えば、やっぱり疑わしいデータをもとに、それをあたかも本当のように言われて、またそれに対して答弁する形というのは、私はこれ健全だと思いません。したがって、私はこのデータの実事につきまして、行政側から明確な答弁をいただきたいと思えます。私が間違っておるんなら、私の発言をすべてを削除して、陳謝いたして席へ戻ります。

議長（松尾徹郎君）

暫時、休憩いたします。

+

+

午前10時59分 休憩

午前10時59分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま、古畑議員のご指摘につきましては、よく精査をして、後ほど答弁を交えていただきますので。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

それでは、私の議事進行は継続するというので、この場は先に一般質問の方をやりたいと、議事進行をやっていきたいということですね。

議長（松尾徹郎君）

そうです。

21番（古畑浩一君）

じゃあ、後ほど。

議長（松尾徹郎君）

ここで、約10分間休憩いたします。再開は11時10分です。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

先ほどの新保議員の一般質問にお答えをいたした中で、今ほど議事進行で古畑議員からいただいた点について、お答えをいたさせていただきます。

私の答弁につきましては、情報と通信の大きな流れととらえて申し上げておるわけでございまして、新保議員の質問の年次等につきましては、肯定とも否定ともいたしたわけでございませぬので、ご理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

この問題につきましては、これまで情報通信の話をやった場合に、NTT方式で通信と放送の融合ができるかというところから始まった問題であります。それにつきましては、NTTが放送と通信、特に放送の分野については参入できないということから、新たな通信基盤整備の必要性がありということで、さまざまなプレゼンが今日まで行われております。この場合、2011年から放送と通信が融合されるとする、先ほど新保議員が示したあのデータのもとなら、今までやってきたことがすべてむだだということになります。この件につきましては、私は明確にして、これは行政の説明責任にも関連しますし、また、新保議員からもひとつ議長の方から関連9法案、2010年、そして11年には決定をみて、大激動が起こるということについての論拠を、これをしっかり論じていただきたい。その場合がない場合は、私は発言の修正並びに削除を要求いたします。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまの古畑議員の議事進行に対する要求につきましては、議長においてよく調査し、対処いたしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

削除を含む議事進行上の緊急動議は、通常の日程に優先されるべきものであります。要するに、動議の優先性が高いわけです。しかしですよ、議長がおっしゃるように議事整理権の名において、議長の方がいったん預かり、この件につきましては取り扱いを一任というか、預からせてくれということなんで、それならそれで議長にご協力しますが、それはいったいどういう形で預かるんですか。例えばきょうの日程の中までやるのか、最終日まで待つのか、そこだけ聞かせてください。それからあれします。

議長（松尾徹郎君）

本日、一般質問終了後にしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

ただ、私の動議は訂正及び削除というものが入っております。これは本会議中でなければ、できない行為であります。本日一般質問の日程が終了後ということなら納得しますが、きょうの本会議が終了後では、後は最終日まで待つ必要があります。

議長（松尾徹郎君）

いえ、本日の一般質問終了後です。

再開いたします。

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。〔19番 鈴木勢子君登壇〕

19番（鈴木勢子君）

19番、鈴木勢子です。一般質問通告書に基づき、3項目質問いたします。

1番目、福祉の充実と有償運送についてお尋ねいたします。

社会的弱者の「お助けマン」とも言われ、玄関から玄関への福祉有償運送が県内各地でもスタートし、当市においても去る7月に運営協議会が立ち上げられましたので、次の点について伺います。

(1) これまで4回運営協議会、開催されておりますが、糸魚川市ガイドラインが提示されました。その中で整理すべき今後の課題点はいかがでしょう。

(2) 10月スタートに向け時期的な制約もある中で、市社会福祉協議会のリフトバス方式につ

いては合意されておりますが、NPOセダン方式には難色が示されている協議会の中で、早急に取り組むべき課題はいかがでしょうか。

(3) 利害関係が見え隠れする当市の運営協議会にあって、今後、小委員会5名で決定しながら進めるというガイドラインで示されておりますが、社会的弱者である利用者の声をどのように反映させていくのでしょうか。

(4) 青海地域内だけで運行されている巡回バスを、福祉の充実の一環として、高齢者や障害者の自立支援のためにも広域に拡大してほしいという声があります。これは検討すべき課題でもあります。今後の市の取り組みと見解についてお尋ねいたします。

2番目、市が行っております心の健康相談と女性相談についてお尋ねいたします。

(1) 毎月、正確には1年16回として予算が計上されておりますが、行っております心の健康相談の現状はいかがでしょうか。

(2) 時間的な制約などで、相談受付を断っている場合もあるようですが、市民への対応はいかがでしょうか。今後、相談日を拡大していくことは、可能でしょうか。

(3) 新規事業であります女性相談について、予算審査では、月1回、年6回のペースで計上されておりますが、9月現在、この事業が全く展開されていないその理由は何でしょうか。家庭でのDV、ドメスティック・バイオレンス、職場でのセクシュアル・ハラスメントにとどまらず、悩みを抱えている人たちへの駆け込み寺がない当市にあって、さらなる事業の展開も求められておりますが、市の見解はいかがでしょうか。

3番目、環境対策として、廃食用油の回収についてお尋ねいたします。

(1) 10月から、資源リサイクルとして各家庭で不要になった食用油を、市内6カ所のスーパーマーケットで回収を始めるということですが、その管理、回収方法と、ゼロ予算の中での年度途中の事業の施行についてお尋ねいたします。

(2) 昨年からは保育園、幼稚園、小中学校の給食調理場での回収が行われておりますが、1年間のリサイクル効果はいかがでしょうか。また、一部未回収の給食調理場への取り組みはどうでしょうか。

(3) 今後、圧倒的な廃油量となる公共の施設の調理場や民間事業所（レストラン・食堂・スーパーマーケット・お弁当屋さん）などですが、ここへの対応はいかがでしょうか。

(4) 先進地のように、市内どこでも時間制約がない回収が望まれますが、今後の対応はいかがでしょうか。また、有価物としての引き取りのため、事業の予算化が求められるのではないのでしょうか。

以上、3項目についてお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

1番目の福祉の充実と有償運送についての1点目、糸魚川版のガイドラインにつきましては、4回にわたる運営協議会において周到な協議を重ねてまいったものであり、課題は解消しているも

のと考えております。

2点目のNPOに対する課題であります。協議会で問題となりましたNPO法人の利用料体系についてであり、さらに審議を進めることとなっております。

3点目の利用者の声につきましては、小委員会は事前に意見調整を行う場であり、重要案件の決定は、すべて運営委員会で行うことといたしております。また、運営協議会には障害者の委員のほか一般公募の委員も参加しており、利用者の意見は十分反映されるものと考えております。

4点目の巡回バスにつきましては、路線バス、病院バスとの関係や財源的な問題もあり、調査検討を行っております。

2番目の1点目、心の健康相談の現状についてであります。精神保健相談会は今年度16回予定しており、8月までに3地域で7回実施しております。

2点目の時間的な制約などで、相談受付を断っている市民への対応につきましては、相談会の申し込みや電話による事前予約制で実施しておりますが、その日に対応できないときには、次回開催日をお知らせするほか、保健師が電話や家庭訪問で相談に対応いたしております。なお、相談日の拡大につきましては、検討してまいります。

3点目の女性相談事業につきましては、現在、相談実績と専門知識を持った上越市の団体と協議を進めており、了解が得られ次第、窓口を設置したいと考えております。今後の事業展開につきましては、女性相談やその他の相談状況を踏まえて、次の事業の展開を検討してまいりたいと考えております。

3点目の廃食用油の回収につきましては、初日の行政報告で申し上げましたとおり、年度途中からの実施につきましては、資源の循環的利用を促進する観点から、可能なものから随時、取り組むこととしたものでありまして、これにかかる予算については、試行ということから委託事業者の協力を得て実施することとしたものであります。

2点目の保育園、幼稚園の給食調理場での回収につきましては、平成17年度実績で公立保育園は4園で合計265リットル、小中学校、能生学校給食センターは、合計4,560リットルの回収がありました。未回収の保育園、幼稚園につきましては、本年10月から回収する予定であります。

3点目の公共施設の調理場や、民間事業所などへの今後の対応であります。未実施の公共施設などについては、収集体制が整い次第、実施してまいりたいと考えております。レストランやスーパーマーケットなどの事業系の廃食用油は、各事業所のルートで処理をされておりますが、市内で処理をしていただけるよう、協力を求めてまいりたいと考えております。

4点目の今後の回収対応と予算措置についてであります。本年度の試行実績を踏まえた上で、委託業者とも協議をし、予算措置の必要につきましては、検討したいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

まず順番、3番目の項目から進めさせていただきます。

初日の市長の行政報告にもありましたとおりであります。私どもがちょっと認識しているのは、違っているのかなという感じであるのです。つまり現在、市内今井地区においてリサイクルセンターをやっている。ここで進めていくのかなというふうに私もとらえておりましたけれども、どうもそうではないと。委託業者ということは、ごみ収集の委託業者であるのか。これは、市長の初日の行政報告では、ここまで立ち上がった報告はなかったと思うんです。この点について、まずお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

10月から実施します回収処理につきましては、初日で詳しくは申し上げませんでしたけれども、ごみ収集委託業者のうちの1社でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

そうしますと、そのごみ収集業者は、現在、廃食油をリサイクルする設備を持っていないと私は受けとめてるんですが、この方法、いかがでしょうか。「おしらせばん」9月11日号では、市民向けに回収しますというふうにして、日程とか回収場所を明記されてるわけですが、議会議員として、これだけではちょっと納得できないので、あえて通告したわけですが、ここの業者、ゼロ予算ですから当然、委託業者は自前で設備をするのではないかなと思うんですけども。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

お答えを申し上げます。

今、お願いする業者につきましては、廃油を精製する装置につきましては購入し、処理をするということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

そうすると、この精製されたものですね、燃料として使うわけですが、この行き先というのは、どこになるんですか。それと17年度に公共施設、保育所、小学校、中学校で始めた、これも約5,000リットル近く、これは今井のリサイクルセンターの方へ行っていると私は受けとめていますが、こちらの方との絡みはどうなりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

今回、収集、回収をスーパーの6店舗で行うということは、あくまでも一般家庭のものということでございます。それから、今、市長から説明ございました学校、保育園につきましては、市内の業者で学校、あるいは保育園の廃油の処理をしているものでございます。

大変失礼しました。今、計画しております10月からの廃油につきましては、ごみ収集車の燃料として使うということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

17年度から始まっているものについては、従来どおり今井のリサイクルセンターの方でということですか。新しく委託する方なんですか、そこを聞いたんですけど。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。

暫時休憩いたします。

+

午前11時31分 休憩

+

午前11時32分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

大変失礼いたしました。

今の現在、学校、保育園の業者につきましては、A業者が今井で処理をしているということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

A業者って、アルファベットのAなんですよ。わかりました。それで、業者名をあえて伏せることもないと思うんですけども、じゃあB業者ですね、ごみ収集の委託業者ですね。そうすると、公共施設のも未実施のものも、これから検討の課題で進められていくと思いますが、そうすると、圧倒的に家庭の今6カ所で、ここスーパーを中心として集めるものよりも、公共施設の調理場から

の方が多いわけですね。これはどうするんですか、そうするとA業者ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

お答え申し上げます。

現在集めている学校、あるいは保育園につきましては、現行どおりの業者から集めていただく方向でありますし、今、改めて事業化します廃油につきましては、前段申し上げました収集業者の方で処理をさせていただきたいと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

それから「おしらせばん」で、有価物として引き取るために、ペットボトル1本当たり、キッチン用品の粗品を差し上げますって書いてあるけど、これは市が差し上げますというふうにとられま
すけども、ゼロ予算ですから。有価物として市で引き取って、粗品をあげるんですか。業者ですよ
ね、その確認をお願いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

鈴木議員の言うとおりでございまして、市の方では、今申し上げましたように予算化してござい
ませんので、業者の方でそういうものをおあげする予定だということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

ゼロ予算の中でスタート、10月からですね、急にスタートしたことで、まだまだ課題が
多いかと思しますので、施行の段階で、また次年度、19年度予算計上の折に検討していただきた
いと思います。これはやはり、あえて新しいごみ収集業者が設備投資をしてやるっていう背景は、
原油の高騰にあったかと思うんですが、リサイクルという観点ではとてもよいことで、行政として
は、非常に動きが早かったかなと思って評価をしております。

次、2番目の心の健康相談であります、私、ちょっと市長の答弁を聞いて、私が勘違いしてい
るのかなと思ったんですが、3地域、7回と言われたと思うんですが、「心の健康相談」は、「心
配ごと相談」と違うんですね。私は心の健康相談って通告に書きました。これはこころの総合ケア
センターで行われていると思ったんですが、今年度ですね、ちょっとそのあたりは、実績でこれ
は去年のことですね。ことしは3地域って、地域において心の健康相談っていうのはやっています
か。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

健康増進課長（荻野 修君）

先ほどの市長答弁のとおりでございます。今年度に入りまして7回ということで、それは糸魚川地域のこころの総合ケアセンターでもやっておりますけれども、能生地域、青海地域でもやりました。それを合わせて7回でしたということをお願いしております。こちらばかりでなくて、それぞれの地域でも開くように心がけております。

なお、この性格上、私はある地域に住んでいるんだけど、こちらの大きい地域に行った方がいいとか、いろんな形がありますけれども、そういう場合はありますけれども、3地域ということで回数がある程度考えてやっているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

「心の健康相談」と「心配ごと相談」ですね。9月の場合は19日、ビーチホールまがたま、それから能生事務所でもやっていますね。私は、ちょっとこの「心の健康相談」というのは、広報では専門医による心の健康相談、要申し込み、うつとか不眠症、病的な飲酒、いろいろ。種類が違おうと思うんですけど、何か答弁では一緒にされてるんですけど、ちょっとその確認を、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

健康増進課長（荻野 修君）

答弁はいささかも変わっておりませんで、いずれも専門医がこちらに来て、糸魚川地域の場合には、こころの総合ケアセンター、能生地域の場合、青海地域の場合には保健センターというところで、内容的には同じものをやらせていただいております。

19番（鈴木勢子君）

ちょっと議長、休憩をお願いします。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時40分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

どうぞ、質問を続けてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

そうしますと、4月からできたところの総合ケアセンター、こまくさのところですね。ここは普通の相談、心配ごとの相談も受け付けるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

ただいまの議員のおっしゃる「心の健康相談」と「精神保健相談会」という、恐らく違いということかと思えますけれども、先ほど健康増進課長が答弁いたしましたように、心の健康相談ということでは精神、何と申しますか、うつですとか、痴呆ですとか、そういったいわゆる心のケアの部分での相談ということでは、全く同一のものということで、今年度に入りまして8月までに、3地域で7回実施させていただいております。ですので議員のおっしゃる「心の健康相談」と、先ほど市長が答弁させていただきました「精神保健相談会」、ちょっと言葉の違いございましたけど、中身的には同一のものでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

中身的には市民が悩んで相談するから同一だけでも、事業としては違うでしょう。そうしたら、一緒でしたら「おしらせばん」の書き方も変えてください、これ。

それから市民が相談、心の方ですよ、健康相談。8月は前日まで受け付けますで電話をして、私、あえて、今こんな声を荒げたくなかったんだけど、そちらの答弁を聞いていて、そうなったんで、市民の立場で。断って、もういっぱいですと。悩んでるんですよ、どうしたらいいですか。来月また来てくださいでしょう、来月。同じものだったら、心配ごと相談はビーチホールまがたまとか、例えば能生事務所、なぜそういうこと市民に伝えられないんですか。1か月後にどういうことがあります、悩んでるんですよ。普通の人々が相談、例えば行政相談とか、きのうもありましたけども、いろんな破産で、そういう相談と種類が違いますよ、これ。

私は今通告書には、「心の健康相談」とあえてしたんです。市全体の相談っていうのは、いっぱいやってると思いますよね。そうじゃなくて心の健康相談で、総合ケアセンターでやっている、西城会、公設民営ですけども、そこを問うたわけですよ。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

すみません。先ほど私、心の健康相談の言葉の中で、「うつ」ですとか「痴呆」と申しましたけれども、痴呆という言葉は、ちょっと、この心の健康相談とは、また別のところでの対応になりますので、「痴呆」という言葉は、まず削除させていただきたいと思います。

改めましてお答えいたしますと、まずそういったご相談された市民の方にご迷惑をおかけしたということは、非常に申しわけなく思っております。「おしらせばん」の、その表記の仕方といいですか、説明のご案内の仕方っていうのが、ちょっと手落ちがあったのかなというふうに思っておりますので、今後そういうことがないように、十分開催の方法ですとか、対応の仕方についての間違いが起らないような形で、表記を工夫していきたいと思っております。

先ほど心の健康相談ということで、こころの総合ケアセンターとの関連なんですけれども、私も市と県の保健所といいですか、健康福祉部と一緒にやらせてもらっておりますけれども、こころの総合ケアセンターと心の健康相談、私も精神保健相談会と言わせてもらっておりますけれども、その中では当然おいでになった方を、いかにこころの総合ケアセンターの方につなぐかということ等を常に念頭に置きながら、おいでになった方の余り負担にならないような形で、対応しておるつもりでございます。

ただ、先ほど申しましたように、そういった手落ち、あるいは不快な思いをさせたというようなことがあれば、先ほど申しましたように、これは振興局の方とも協議しながら、やり方等をまた考えていきたいと思っております。

先ほど1か月待つというようなこともお話がありましたけれども、これも含めまして本当に心配で相談に来られる方っていうのは、1か月待たせておくわけには当然いきませんので、何らかの対応をとっていきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

今後のこともありますので、市の「おしらせばん」にもできるだけわかりやすく、それから定員で締め切るんであれば、その辺も市民にわかりやすく明記してほしいと思います。

それから、女性相談であります。NPOの上越の団体で了解を得られたらスタートするという市長の答弁でしたが、NPO団体はもう了解して、その予定にしているんです。私もここの団体のスタートからの会員ですし、その辺が市長の答弁と担当所管の室ですね、地域づくり室、ちょっと違ってんじゃないかなと思うんですが、そうすると早急に始めるっていうことですね。NPO団体と了解をとってからするんですか。向こうはとってるんですけど、とってる認識。糸魚川市から全然何もまだ言ってこないというふうに、多分8月ごろに言ってくるんじゃないですかと代表者も言っているんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務企画部次長総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

女性相談につきましては当初予算のときに、新たな事業として取り組むということでの話をさせていただきまして、場所をどこにするか、あるいは相談員をどなたになってもらうか、相談する場合どういう対応がいいのか、いろんな検討が必要なわけですので、それらを進めていきたい。

特に今、議員が言われましたように、上越市で行っておりますNPO法人が、非常に有意義な活動をしていますので、その協力を得ながらやりたいということで、今まで進めてきたわけでありまして、今お話にありましたように、最終的に曜日の日程、あるいは場所等を近く決めますので、決まりましたら早急に、広報等で周知をして対応をすることで、今進めておるところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

3月定例会の予算の時の段階から6カ月過ぎておりますので、早急に進めるべきであると思えます。それで、例えば初めての新規事業というのは、なかなか行政というのはしり込みしてしまうんですね。相談する人がいないんじゃないかとか。3番目の項目の心の健康相談とも関連するんですが、例えば女性であれば、こちらが満員であれば、こちらの方にも相談できますというふうに連携して、課は総務課と健康増進課と違うんですが、部制を取り入れましたので、その横の連携はうまくやっているとと思うんです。そういうふうに進めてほしい。

それから妙高市の事例を申し上げますと、妙高市もこの女性相談スタートしたんだけど、なかなか、市民からの相談がなくて困ってたんです。ところが、市議会の中でぼんと出てきたら、もう年間で対応できないくらいの市民の相談があった。これは担当の地域づくりの室長もご存じの、非常にエピソードになってるんですが、ですからしり込みしないでどんどん進めてほしいと思います。

次、1番目に入ります。市長は課題は解決してると答弁ありました。本当に課題は解決しているのかどうかというのは、私は第4回目、9月1日の委員会の傍聴で感じたんですが、課題は解決しているというふうにはとれなかったんですが、この質問通告書に取り上げました、ガイドラインの中の整理すべきことってというのは、具体的にもう解決しているんでしょうか、それでは。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

ご質問の糸魚川版ガイドラインの中での課題はいかがかというご質問でございましたので、4回にわたる運営協議会の中でいろいろな議論が展開されましたが、糸魚川版のガイドラインについては、こういう形のものでいきましょうというところで、合意をいただいたというふうに思っております。したがって、その中に課題というものは、今現在は合意をいただいているのではないというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

そうしますとリフトバスはほぼ決定で、セダンの方がちょっと今、検討課題ということですよ。それで10月1日のスタートに向けて国への提出等もあるから、時間制限が非常にあると思うんですが、その中で本市としてはもうOKという段階なんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

ガイドラインはすべて協議をして課題がなくなったわけではありますが、そのガイドラインも今度は適用しまして、それぞれの団体の提出をした申請書の内容が、ガイドラインに即しているかどうかという審査の段階で、今お話になったように社会福祉協議会のものについては、ガイドラインに即してこれによろしいという形になりましたが、NPOの皆さん方のものについては、若干、今後ガイドラインと照らした場合に、もう少し検討する余地があるのではないかとというのが、今現在の状況であります。ただ、10月1日から活動が円滑に進むよう、日程をとりながら対応しているというところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

私は、この運営協議会っていうのは非常に、県内いろんな先進地を見ましても、新規事業でありますから問題があったようですが、特に糸魚川は、この運営協議会っていうのは利害関係が突出している。だけど有償運送の目的は何だったかって、そこに立ち返ってほしいと思うんです。

文教民生常任委員会で、8月23日にそちらから資料が提出されまして説明も受けました。市としての姿勢はどうかということで、非常に明快なお答えいただいたんですが、その後の9月1日の運営協議会では、なかなか市の見解がその協議会で出されない。私は本当に残念、小林部長は委員として出ているんですよ。事務局は5名、でも14番目の協議会委員は、糸魚川市、市民生活部長、小林部長ですよ。もう少し市として、事務局とは別ですから、委員ですから市の姿勢を出していかないとだれのため。高齢者や障害者、そういう人たちが通院とか通所、レジャーにも、いろんなもので使えて社会参加できる。つまり施設に行かないように、引きこもりにならないような、これもっと私は市の姿勢を出すべき。8月23日の委員会で非常にいい答えがあったんだけど、何でここは部長は明確に、市のものを協議会でできないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

私も市長代理ということで委員になっておりますけれども、運営協議会の初回、第1回目の際にも、いわゆるだれのためのものかということでは、当然、利用者のためのものだということで、利

用者の視点に立った運営協議会、あるいはガイドラインの作成をお願いしたいというふうに、お願いした次第でございます。

運営協議会ということでは、それはそれぞれ関係機関、あるいは市民の方から公募いただいた方が委員になりまして、その合議の中で、どういったやり方にするかということを決めるわけなんですけども、私ども市といたしましては、当然委員になっておりますんで、先ほど申しましたように、どこに視点を置いてやっていくかということでは、お願いさせてもらっています。

ただその中で、先ほど申しましたように、あくまでこの運営協議会というものが合議制ということである中で、市の意見、あるいは市の見解が、そのままストレートに反映されていいものか、悪いものか、これまた一つ考え方であると思います。優先すべくは運営協議会の中で、どういった合意が得られたかというところが、まず一番優先されるべきものかと私どもは認識しております。

そういった意味で、先ほど福祉事務所長がお答えしましたように、ガイドラインの中でまだ未解決の部分、ガイドラインに沿って見た場合、まだ未解決の部分があるということで、今後まだ詰めなければならぬ部分があるということで、お答えさせてもらっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

目的は明確ですよ。もう移動困難な社会的弱者のためのものですから、市はそのあたりは、事務局とは別に運営協議会の中で、もう少し議論伯仲する中で、明確にしてほしいと思うんです。それで先進、早く県内で取り組んだ、上越市も含めて調べました。そうしますとやはり市の姿勢をきちっとしているから、やっぱり進んでいけるんですよ。それで糸魚川も時間的には、もう10月1日ということ考えたら本当大変で、これどうするのかしらと傍聴していて感じましたけど、ここあたりは大丈夫ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小林市民生活部長。〔市民生活部長 小林清吾君登壇〕

市民生活部長（小林清吾君）

お答えいたします。

各地において、それぞれ置かれた状況というのは違うと思います。例えばタクシーのある地域、ない地域、いろいろ状況が違う中で、糸魚川地域としてはおっしゃるように、いろんな相対するといいいましょか、関係するところの意見のぶつかり合いってというのは、これは正直申し上げて多々ありました。

その中で先ほど申しましたように、糸魚川地域として運営協議会において、糸魚川版のガイドラインというものの合意を得たわけでございますので、基本的にはもうそれに沿った形で、市としてもそのガイドラインを尊重した中で、有償運送というものがなされていくものということで考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

時間がないので、ちょっとはしよりますが、糸魚川版のガイドラインですね。これによって市民ですね、社会的な手助けとか、地域の手助けを必要としている人たちの枠が、大幅に狭まっているんです。ここは市として認識されておりますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

今までの議論の中、作業の中で一番苦労をした部分というのは、新たな法律の中で示されております、いわゆる単独では公共交通機関での移動が困難な者というこの部分を、実際の利用されている方々の中にどのように当てはめるかというのが、一番難しい部分であり、議論の多かったところだというふうに理解をしております。

そのことにつきましては、市としての考え方というお話でございますけども、実際に移動の困難な皆さん方をボランティアの皆さん方が、何とかしなきゃならないという姿勢で取り組んでいただいている。このことについて私らも一緒になって、そういう支援の形をつくりたいというような気持ちは1つでございます。

ただ、我々やはり法律の枠の中で、きちんとした対応をしなければならないというのも、また1つの立場でございますので、その辺のところ、ここまでは移動困難者でいいのではないかという部分、その部分のとらえ方で、若干、考え方の違う部分もあるかと思いますが、それについては、今までの議論の中で一定のルールをつくってきたと思っております。そのルールを適用させながら、本当に移動が困難な方が枠の外にはみ出さないような手だては、十分していきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

十分にしていきますと言葉では言うんですけど大変なことで、やっぱりこれは市民の目線に下りて、まず利用者の声を聞いてみないとわからないんですね。小委員会5名も、市民の立場の利用者が入ってません。私はガイドラインを見ますと、ほとんど大事なことは小委員会5人で決定すると思ってたけど、市長の答弁では、最終的には合議の運営協議会ということですが、まず、小委員の5名の中に、市民の利用者を入れるべきであると思いますが、ここはこれから、まだこの事業はスタートしてずっと続くわけですから、ガイドラインも生きていくわけで、どのようにとらえておられますか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

小委員会の構成メンバーといいますか、5人のメンバーにつきましても、運営協議会の中でお話をして、その形ができたわけでありまして、この形で当面は進めたいというふうに思っておりますが、冒頭、市長が申しあげましたように、いわゆる調整段階、下作業をする場であるということでありまして、そこで即決定ではございません。運営協議会の中で再度それを確認する、重要案件については確認をすることにしておりますので、利用者の代表の方、あるいは一般市民の方々の意見も、そこでお聞きをできるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

運営協議会に入っている方がすべて利用者ではない、利用者は1名ですよ、14名のうち。ですから、やはり市民の目線で福祉事務所として、かなりアンテナを張ってやっていかなきゃ摩擦になってしまうかなというふうに、傍聴して感じましたので通告したわけです。

お年寄りというのはどんどん加齢の中で、元気になっていきたいんだけどもなれない。いろんな課題があるわけですね。例えばついこの間まで元気だった旧能生町に住む方が、旧青海町へ通院している。合併して、非常に後退しているというご意見ありました。直接伺いましたら、今までは青海町へ通院ですね、電車等で行けたんだけど、なかなか歩行が困難で、もちろん車を運転できないんですが、やはりこのNPOの最初からの利用者だということ、とても助かると。

やはりそういういろんな人がいて、重税感の中で、年金暮らしの方がいかに困っているか。お金のことを横に置いていっても、できるだけ元気で引きこもりにならないで、社会参加をしていきたい、いっていただきたいというところの目的もあると思うんです。

ですから、国土交通省は通院だけに限っていませんので、例えば糸魚川、能生の人、青海のきららコンサートも来るとかで利用している人もいます。そういう意味での社会参加も含めて、移動困難な人のお助けマンだという認識で進めていかないと、どうも利害関係の中で、また逆戻りしていくんじゃないか。

それから利用者も4回目の運営協議会で、非常に明確に限定されてきました。登録者がすべて利用できるわけでもないし、そうすると民間の業界との摩擦もかなり私は解消して、だれでも使えないわけです。だからここにいる方は、どなたも傍聴者以外は使えない。そういう限定の中で、このわずかの人に絞られて、この人たちに手助けを行政がしなかったら何のための福祉なのか。私はここをもう一度、市民と行政と議会もとらえて進めてほしいと思います。10月1日からの施行で、非常に時間的な中で、福祉事務所としては作業も大変かと思うんですが、やはりあくまでも利用者のためということを念頭に置いて進めてほしいと思います。

バス路線、旧青海町で、今も青海地域で動いている巡回バスもそうなんですけども、一体感、一体感という市長の言葉があるんですが、一体感を打ち出すなら、旧青海町でやっていた事業なんですけど、やはりもう少し広域に広げてほしいと。これは高齢者や障害者の社会的弱者だけでなく、高校生も含めた意見なんですけど、やっぱりここは合併して2年目になったわけですから、3年目の19年度は、ぜひまだ半年ありますから検討して事業の展開。私はあえてもう山の谷まで巡回バスが行ってほしいとは言いませんが、ある程度は広域に、旧青海町だけに限らないでやってほしい。

それから予算もかなり持ち出しています。青海町の人が、合併して青海地域だけで生活圏内ということはありません。先ほど言った能生の方が青海へも来られるし、青海の人が能生へ行ったりしますので、この巡回バスが非常に新市の核となって、一体感を生み出すのではないかと思うんです。前向きな取り組みを19年度に見せてほしいと思います。時間も若干残っておりますけれども、私の質問はここで終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で鈴木議員の質問が終わりました。

昼食時限のため、午後1時まで休憩といたします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。〔22番 五十嵐健一郎君登壇〕

22番（五十嵐健一郎君）

事前に提出いたしました通告書により、9月定例会最後の18番目として一般質問をさせていただきます。

1番目、健康づくり等の推進について。

7月9日（日曜日）、美山球場で小学4年生の男の子が少年野球大会の準備運動中に突然倒れ、病院に搬送されましたが、残念ながら心筋炎で亡くなりました。男の子は大変元気で、ファイトあふれるプレーの持ち主でした。健康状態に変わった点は認められなかったといえます。心からご冥福をお祈りいたします。

そこで健康管理の大切さや健康づくりを実践するに当たり、以下のとおりお伺いいたします。

(1) 学校保健事業の状況について。

検診等の状況の中で、特に心臓検診等をふやす必要があると思うがどうか。

(2) 疾病の予防、早期発見、早期治療の促進について。

(3) AED講習の参加者状況と実践可能人員の把握について。

(4) メディカルケア（メディカルチェックとカウンセリング）の取り組みについて。

(5) 指導者研修会（月1回程度）の積極的な開催が必要と思うがどうか。

(6) 健康いといがわ21の策定について。

2、障がい児（者）福祉の充実について。

障害者自立支援法の成立により障がい児（者）が安心して生活を送れるよう、糸魚川市としてさらなる充実が必要であります。そこで、以下のとおりお伺いします。

- (1) 地域生活支援事業等の取り組み状況について。
- (2) デイサービス、ショートステイの運営充実、受け入れ枠の拡大（重度心身障がい児（者）含む）
- (3) グループホームの整備。
- (4) 就労支援の充実。
 - 就労支援ネットワークの構築。
 - 就労後も支援のできる専門スタッフ（ジョブコーチ）の確保。
- (5) 小規模作業所等への支援（法人化等）の充実、立ち上げまで、また、その後の支援。
- (6) 文化・スポーツ活動への参加の推進。

3、障がい児教育の充実。

- (1) 養護学校高等部の設置と作業所及び就労の場、また、医療との連携。
- (2) 特別支援教育システムの取り組みについて。
- (3) 放課後児童生徒の預かり事業。

4、局地的大雨の対策について。

7月15日からの活発な梅雨前線での影響や、8月22日、糸魚川市で午後0時30分からの1時間に64ミリを観測する局地的な激しい雨による災害や冠水路線が出ました。さらに同じく8月22日に山形県村山市の富並川で遊んでいた2人の児童が、突然の増水で死亡されました。そこで急流河川が多い糸魚川市にとって対策はどうか。以下のとおりお伺いします。

- (1) 警戒及び災害配備。
- (2) 気象情報等伝達と広報。
- (3) 河川施設の災害予防。

5、焼山入山禁止の解除について。

6月定例会の久保田議員の関連質問として6月はできませんでしたので、今回改めて以下のとおりお伺いします。

- (1) 気象庁の地震計による観測データの分析について。
- (2) 関係機関との相談等について。
- (3) 登山道整備等について。

6、いよいよ10月に方針が決定される中、情報基盤整備への対応と具体的整備方針についてお伺いします。

市長におかれましては最後の一般質問でもありますので、明確かつ積極的な答弁を期待し、第1回目の質問とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

五十嵐健一郎議員の多岐にわたってのご質問にお答えいたします。

1番目の健康づくり等の推進についてであります。1点目の学校保健事業の状況、及び5点目の指導者研修会につきましては、後ほど教育長から答弁させていただきます。

2点目の疾病の予防、早期発見、早期治療の促進についてであります。市では厚生労働省が有効であると評価いたしております検診項目について、国・県の対象年齢の枠を拡大して取り組んでおります。今後とも疾病の予防、早期発見、早期治療につながるよう各種健康診査の実施と受診率の向上に努めてまいります。

3点目のAED講習の参加者状況につきましては、本年8月までに受講された人数は、1,954名であります。その後11月までの予定として、現時点で110名の申し込みが入っており、今後も精力的に講習会を開催してまいります。また、受講された方が非常の場合には積極的にAEDを活用されることを期待いたしております。

4点目のメディカルケアについてであります。検診結果と健康チェックなどにより、個人の健康や体力に応じたメニューを作成し、実施した結果をその後の指導に役立てるようなシステムなどを、さらに検討してまいりたいと考えております。

6点目の健康いといがわ21の策定につきましては、野本議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、健康寿命の延伸を目指し、6つの分野別に各課題の取り組みと改善目標を設定し、今年度中の完成を目標に、現在、策定作業を進めております。

2番目のご質問の1点目、地域生活支援事業につきましては、障害がある人の地域生活を支えるために、地域の実情に応じて市町村が独自に展開できる事業となっております。

事業の内容は、相談支援事業や移動支援事業などの必須事業に加え日中一時支援事業、生活サポート事業、緊急短期入所事業などを予定しておりまして、10月スタートに向けて事業所との協議や、利用されている方への説明などを行っているところであります。

2点目ですが、障害者のショートステイの枠が少ないことは認識いたしておりますので、介護保険施設で受け入れができないか法人と協議をしてまいりたいと考えております。

また、重度心身障害児(者)につきましては、医療を伴う場合もありますことから、市内の施設での受け入れが可能かどうか検討したいと考えております。

3点目のグループホームの整備であります。障害者の住宅確保の面からも必要でありますので、引き続き法人への支援を中心に取り組んでまいります。

4点目の1つ目、就労支援ネットワークの構築につきましては、ハローワークと関係機関等で組織する障害者雇用連絡会議において、障害者の就職の促進及び社会復帰の促進に関する問題について協議をし、情報交換をいたしておりますので、今後もこの会議を通じて連携をとってまいります。

2つ目のジョブコーチにつきましては、県内では13人の方が活動しておられますが、このジョブコーチになるには一定の研修が必要なことなどの条件もあり、確保が難しい状況にあります。

今後も障害者の雇用促進とあわせて、ハローワークと協議、検討してまいりたいと考えております。

5点目の小規模作業所へは運営費補助を行っており、運営に関する相談にも応じております。法人化に向けても既存の法人と協議をして、来年度から法人化できるよう取り組んでおります。

小規模作業所を新規で立ち上げる場合は、障害者自立支援法の中でどのような形態にするか、相談をさせていただきたいと思っております。

6点目の文化、スポーツ活動への参加の促進であります。障害の有無にかかわらず自己選択により文化、スポーツ活動への参加ができるよう、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

3番目の障害児教育についての1点目のうち養護学校高等部の設置と、2点目の特別支援教育システムの取り組みにつきましては、この後、教育長から答弁をさせていただきます。

作業所及び就労の場につきましては、日中活動の場として必要であると考えており、充実に努めてまいります。

また、医療と連携につきましても向上を図ってまいります。

3点目の放課後児童生徒の預かり事業につきましては、地域生活支援事業の日中一時支援事業に位置づけられますが、預かる場所や、そこへの移動についての課題があり、現在検討いたしております。

4番目の局地的大雨の対策についての1点目、警戒及び災害配備につきましては、降雨状況によって3段階の職員の配備体制を定めており、情報収集、警戒活動、関係機関との連絡調整などを行うことといたしております。

2点目につきましては、通常、注意報や警報などは気象台から消防本部へ随時伝達されておりますが、先般の8月22日のような極めて局地的な大雨につきましては、気象予測、伝達ができないのが現状であります。

3点目の河川施設等の災害予防につきましては、国や県など河川管理者から堤防整備や河床の整備など災害予防対策に、鋭意、取り組んでいただいております。また、河川管理者などの関係機関との合同河川巡視による河川施設の点検を行うとともに、整備が必要な箇所につきましては要望を行うなど、災害予防に努めてまいります。

5番目の焼山入山禁止解除についての1点目、地震計観測データの分析につきましては、気象庁では火山性微動は観測されず、静穏に経過してとのことであります。また、本年4月には弱い噴気が時折確認されたが、特段の異常は認められないとのことであります。

2点目の関係機関との相談等につきましては、先月、気象庁の本省と新潟地方気象台及び新潟県と、最近の焼山の火山観測などについて情報交換を行いました。今後はこれらの情報交換を踏まえて、入山禁止措置について関係機関との話し合いの場を設けてまいりたいと考えております。

3点目の登山道につきましては、平成16年に関係機関と行った現地調査において、安全対策や案内標識の整備、通信手段の確保など、問題提起がありました。整備に当たって遭難防止対策等も考慮し、環境庁、林野庁や隣接する妙高市など関係機関との協議が必要であり、入山禁止解除の方針決定後に整備することになります。

6番目の情報基盤整備の対応につきましては、現在、事業者へ今月の中ごろを目途に提案書の提出を依頼しておりますので、それらがまとまりましたら整備方式について、方向性を示してまいりたいと考えております。また、具体的な整備方針につきましては光ケーブルの敷設を基本に、コミュニティ情報や緊急情報の配信ができるものとし、地域ニーズや主要目的、技術の急速な発展にも対応できるよう、長期的かつ総合的に勘案して整備する必要があると考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小松教育長。〔教育長 小松敏彦君登壇〕

教育長（小松敏彦君）

それでは、五十嵐議員の教育委員会に関係しますご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の心臓検診等をふやす必要性についてであります。学校の心臓検診は毎年の内科検査と、小学校1年と中学校1年時に心電図検査を行っております。

本年、市内で心筋炎が疑われる児童の事故が2件発生しましたが、このような突発的な心停止等については、心電図検査で事前にその兆候を発見することは難しい疾病であります。したがって、心電図検査の回数をふやすことが、このような事故防止に有効かどうか学校医等の指導を受けながら、今後検討していく必要があると考えております。

続きまして、5点目の指導者研修会の積極的な開催についてでございます。

スポーツ関係の指導者研修会につきましては、毎年度、県教育委員会が主催します障害スポーツ指導者研修会が2回開催されております。そのほか市体育協会が加盟団体の指導者を対象に、年1回、指導者研修会を開催しておりますし、また、各競技種目別団体が、それぞれの種目において開催をしているところでございます。

今後、スポーツを通した健康づくりの見地から、今後整備されます（仮称）健康づくりセンターや体育協会と連携し、身近な場所で楽しみながら行える運動の講習会など、回数をふやしていくことを検討いたします。

3番目の障害児教育の充実についてでございます。

その1点目、養護学校高等部の設置についてですが、現在、小中学部のひすいの里分校として体制が整ってまいりましたので、高等部設置の課題を次のステップとして位置づけ、関係団体と連携して学習会を早期に開催するなど取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目の本市における特別支援教育システムについてですが、現在、幼稚園や保育園、小中学校で、通常の学級に在籍している児童生徒で、特別な教育的支援を必要とする子供の把握に努めております。そして支援が必要な場合には、専門相談員や関係機関と各園や小中学校とで相談しながら、個別の指導計画を作成したり指導方法を検討したりして、具体的な支援を進めてまいっているところでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

ありがとうございました。

健康づくりの第1点目、心臓検診ですが、先ほど教育長よりお答えいただきましたが、心電図をやっても有効であるがパーフェクトでないということも資料に載っておりましたし、検診結果で異常がないことの方が多いというんですね。突然死は日ごろの健康観察とか、日常の健康管理が一番大事だということもお伺いしておりますが、ごく軽度の心疾患が原因で突発死があるということも、研究によって明らかになっておりますので、心電図だけでなく、それで引っかかるかどうかではなく、小学校1年生に1回、中学校で1回、高校で1回ですか、これが義務化されてかなりたつんですが、やっぱり2年ぐらいに1回とか3年に1回とか、やる必要があると私は思っているんですが、

その辺は医師会とか専門医から相談していただければ結構なんですけど、その辺、今後どうするかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えいたします。

今この関係につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。私どももAEDを各学校に設置してきた経緯というものを踏まえ、この検診というのが有効であれば、前向きに取り組んでいかなきゃならないなというふうに思っております。したがって、教育長が申しあげましたように、これから医師会、それから学校医の皆さんからご指導いただく中で、このことを検討していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

積極的に検討していただきたい。

それと心臓だけでなく、今の子供たちは朝食を抜いたりですとか、かなり頻繁にぜんそくの率が高いということもデータでありますし、蓄膿症やアレルギー性鼻炎は、過去最高を記録している。その辺からもやっぱりあるかと思えますし、すぐそれで骨折すると、骨密度が測定ですと、かなり低いということで、カルシウム不足ではないかと。そういうことも原因から起こる可能性もあると思うので、そういうのも健康診断の精度を上げていただきたい。

心臓検診だけでなく、ずっと一般質問でもありました健康づくりで健康診査とかやってる、大人はそれで毎年毎年やっとなんでいいんですが、子供がやっぱり手薄になってるのではないかと、私はこう思っているんですが、その辺どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

学校での健康診断、いわゆる検診というのは学校保健法に基づいて、今ご指摘いただきました項目も含めて実施をしておるわけですが、当然、医学なり検査方法が進歩しておりますので、当然そういうことでの精度も高めていただいとるというふうに思っております。

ご指摘の問題の根底には、いわゆる食事ということが重要な要素でありまして、今回、食に関する、いわゆる食育基本法が制定されておりますので、やっぱりそういう食に関する教育というものを強化していくことも、あわせて重要であるかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

やっぱり食事ですね、肥満傾向の方もかなり多いということもございますし、子供でも成人病みたいな方々も今ふえとるとということもございますし、食育をぜひ学校でもやっていただきたい。

それと学校、家庭、それから主治医、先ほどもありましたが社会体育、スポーツ指導者関係も含めて学校医が連携してぜひその辺も含めて、かなりその辺が非常に重要になってくると、こう思っておりますので。

もう1点、千葉県の市川市では5年生全員、中学1年生全員、血液検査もやっているんですね。こういうところもございますので、財政あるかもわかりませんが、その辺の血液検査も含めて子供たちにもやってるとということもございますし、その辺も検討していただきたいと思います。

続きまして、疾病の予防、早期発見、早期治療、これで先ほど市長からお答えいただいたんですが、受診率の向上、今、平成17年ですか、26.9%、それと総合計画の中を見ますと45%に上げたい、10年後ですか、5年後ですかわかりませんが、45%に上げるというのは、これはかなりの目標でございますが、その辺の受診率向上に向けて、どういう努力をしていくのか教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

お答え申し上げます。

20年4月から医療制度改革等で検診の責任というのもある程度、保険者の負担が非常に高くなってまいります。そういうふうな制度改革もございます。何とかそういう中で、受診率を高めていきたいということであります。

それから、今議会でいろいろ質問がございましたが、健康づくりセンターのこともございます。これらを中心に健康づくりを進める過程で、検診の受診率向上と市民の健康づくり、これらをせん階段を上るように相互に進めていけないかということで、これから具体策をさらに詰めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

健康づくりセンターもかなり一般質問でもありましたように、スポーツの指導者でなく健康づくりの指導員、それと地域の指導者、健康運動実践指導者、こういう人たちも入れて健康づくりセンターも運営していくということなんで、ぜひとも指導員ほかどのぐらいの人数が設定を考えているのか、量より質なんか、質より量なんかもわかりませんが。

長野県の茅野市では300人ぐらい、自治会単位とかその辺で2人とか、そういう推進員制度とか、経験者とかをふやしておるところもございますし、その辺でどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

現在の健康づくりセンターの基本計画の中では、健康づくりを市内各地で普及推進にご協力をいただく人ということで、今のところその中では、公民館単位に決めたわけではございませんけれども、今の考え方として、規模にもよりますけど2名から4名ぐらいをやって、地域の推進に当たっていただくという中で、健康づくりが進められないかということで考えておりました。

今お話があった茅野市、それから三原市というように、健康づくりを非常に先進的に進めてられるところの記事も読ませていただきました。そうなりますと、単に運動中心というよりも健康づくりについて、食生活から検診まで健康づくり全体を預かって、地域あるいは自治会から推薦してもらって、地域の中でのそういう健康づくりの推進者ということですから、これはなお運動中心とするよりは本格的なのかなと思っておりますし、そういうことも今申し上げた運動を中心とした健康づくりということも包み込んで、人によって得て不得手もありますからそういうことを包み込んで、より市民総ぐるみで健康づくり運動を進めるということになれば、今ご提言のあった方法については、受診率向上ということも含めて非常に有効な方法だと思いますので、そういう観点で検討と言ったらあれですから、研究させていただきます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

ぜひ研究していただきたいと思います。

やっぱり集団検診で各地区公民館とか自治会で1回とか、全部回りきれんそのフォローを施設検診ですか、人間ドックとか、そういう地道にフォローもぜひ行っていただきたい。

それと精密検査が必要な未受診者、受けてない方も、そういうのもぜひフォローして、先ほど課長からありますように、市民全体で受診率を上げる。健康づくり運動とか、皆さんで取り組めるような方針を出していただきたいと思います。

それで次、AEDなんですけど8月までに1,954名、それでまた予約でかなり満杯だそうなんです、11月まで。消防職員もかなりいっぱいおるんで、ぜひともふやしていただきたい。

それと実践できるかどうか、消防職員の中でそれが一番危ぶまれているというか、アメリカと日本の違いはそこだって言うんですね。日本人は見とつてもやらない人が、自分で受診しても積極的でない人が多いそうです。ぜひとも能生のCATVでも流しているように、携帯でもすぐわかるような、引き出せるAEDをすぐ完備していただきたいと思っておりますし、その辺が一番大事で、上越の消防で、今、救急救命士が新救急技術を習得でアドレナリンですか、これを使って心拍を回復したという事例が載ったんですが、消防隊員や救急救命士で、その講習を受けたりして認定された人はいらっしゃるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

救急救命士は当本部でも13名おるわけでございますが、また、救急救命士の業務が日々変わってまいりまして、今ほど議員が言われましていわゆる薬剤投与、アドレナリンを注射して救命を行うもの、あるいは逆に気管を喉に入れまして気管挿管という、この2種類が今までは薬事法でできなかったんですが、救急救命士ができるようになりまして、当本部でもそれらができるように計画的に、もう既に受講した者もおりますし今後とも、一時にはできないものですから、年次計画の中で救急救命士全員に、その資格取得を取らせるよう努めているところであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

ぜひ積極的に、そういうのも本当に年次計画で進めていただきたい、こう思っております。

それとメディカルケアの関係でございますが、これも健康づくりセンターで体力チェックや健康チェックもやっていくということなんですが、今、健康手帳でやられているこの活用方法と、これもフォローが大事だと思うんですが、その辺をお聞かせ願いたいと思うんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

健康診断を受けた人に健康手帳を渡して、それを意識づけしてもらおうということで、そういうふうなのを今やっておりますが、まだまだ受診率のこともありますし、健康手帳の活用が全市民的に図られてるかという、まだまだそこまでいっておりません。

先ほど議員からご提言のあった方法も含めて、これから健康づくりというものをさらに幅広く適用する。そういうことになりますと、そういう健康手帳というものをもうちょっと活用して、いろんな形でそういう履歴といいますか、ある程度その人がわかって、そういうふうなのを進めるといいう仕組みは非常に大切だと思いますので、この活用方法について、これもまた研究させていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

ぜひそれを普及していく活動を推進していただきたい。

それと健康いといがわ21、これも年度中に策定されるということで、これもパブリックコメント制度を行うと思うんですが、その辺どうでしょうか、何月にやるのかも含めて。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野健康増進課長。〔市民生活部次長健康増進課長 荻野 修君登壇〕

市民生活部次長健康増進課長（荻野 修君）

こちらにつきましても今作成中でありますけれども、パブリックコメントに供したいと思っております。時期は若干、今の作業状況もありますからあれですが、年内中にはパブリックコメントに供したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

その辺も早期にできるようにお願いしたい。福祉計画もございまして、障害者計画、いろいろあるかと思うんで、その辺も早目に市民に問う形、パブリックコメントを取り入れてほしいと思います。

次に、障がい児（者）福祉でございまして、これも10月から始まっているわけなんですけど、これもちょっとやっぱり対応が遅いんですね。利用者ともまだ協議してる、それで利用施設、さらに利用者に説明をする。10月から始まるんで、市単独の地域生活支援事業の取り組みは日中一時支援事業も含めて、10月までにどう取り組むんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

10月からスタートする地域生活支援事業でございまして、今担当の方で鋭意作業をいたしております。若干手間取っている面も否めないわけではありますが、1つの背景としては、自立支援法そのものが走りながら考えているというニュアンスが多分ございまして、先ほども申し上げましたように、県との協議等もぎりぎりまでやっておるとい状況の中で、精いっぱい努めさせていただいておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それからご質問の日中一時支援でありますけども、いわゆる日帰りショートという形でのサービスの提供につきまして、今現在、法人の方から、受け入れていただけるような形で協議をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

あと決まってないというか、知的作業所の関係が、どこが受けるか法人がまだ決まってないと思うんですが、その辺と。もう1点、今、デイサービス、ショートステイの関係で、重度心身障がい児（者）、これもやっぱり重症の心身障がい児の施設の長岡療育園へ行ったり、ほかに犀潟まで行くとか、緊急ショートステイを考えているのかどうか、その辺も含めてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

知的障害の方の小規模作業所の取り組みでございますが、これも10月1日からといいますか、作業所そのものは法人化の検討をいたしながら、19年4月までに形をつくりたいということで、今現在、法人と話をいたしているところであります。全くまだ方向が出てないということではございませんで、おおよそ受けていただけるというお話をいただきながらの作業であるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから重度心身障害児（者）の皆さん方への対応であります。お話のありましたように重度の方につきましては、多くの場合、医療が伴うという面もございまして、この地域における対応がなかなか進んでないというのは、ご指摘のとおりであります。さりとて長岡療育園、あるいは犀潟というところも非常に遠いわけでありまして、今後の検討が必要かなというふうに思っております。

短期入所につきましても、その受け入れにつきましても、もう少し検討させていただきたいという状況で、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

やっぱりこの問題を取り上げて、私はもう早2年ぐらいたつ思うんですか、現在「エスポアールはやかわ」にしても、そういう大人の方が利用できて子供ができない、それもおかしい。その辺を含めて検討じゃない、研究ぐらいやってほしいと思いますし、文教民生常任委員会では緊急ショートステイを取り組むと答えられてると思うんですが、重度心身障がい児（者）も含めて、その辺はどんなもんなんでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

小掠福祉事務所長。〔福祉事務所長 小掠裕樹君登壇〕

福祉事務所長（小掠裕樹君）

障害児の方の対応が、なかなか進まないというご指摘でございますが、ショートステイにつきましては、障害者の方については「エスポアールはやかわ」等の対応というのは、今現在、対応できるわけではあります。障害児の方への対応は先ほど言いましたように、なかなか難しい面がございます。

ただ、ショートステイではございませんが、デイサービスにつきましては、このほど国の方からの方針が示されまして、高齢者デイを行っている事業所については、障害児のデイを行うことも一応の方向性は示されております。こんなところで対応を進めながら、さらにショートについても今後進めていきたいなというふうに思っております。

緊急短期入所ではあります。これについては地域生活支援事業の中で、いわゆる利用の申請があってから支給決定までの間に、若干の時間を要しますことから、その間の対応として緊急短期入所というものを、「メモリアルホームみずほ」で受け入れていただくということで、今話をしております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

法改正されて高齢者のデイサービスで受け入れもできるということ、その辺も早期に対応していただきたいと思います。

それとグループホームが、今度4つ目を考えているということなんですが、この辺も具体的に法人の方々と相談して、支援をやっているかと思うんですが、グループホームをつくって、今度は就労に結びつけていく、授産施設も含めて。これが一番大切なんで、ぜひとも糸魚川市障害者自立支援推進協議会、これも昨年11月発足して、かなりの会議をやっているかと思うんですが、その方々と会社の方々と、ぜひ就労に結びつけていくように施設ではなく、自立できるような障がい者にしていただきたい、こういう地域にしていきたいと、こう思っております。

それと文化、スポーツ活動の方で、国体が終わって、前日もやったんですが、全国障害者スポーツ大会、これも行われると聞いておりますし、文化面でも、そういう国体期間中に文化の展示とかやるという。糸魚川市に誘致できないか、その辺の検討をされたと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

山岸生涯学習課長。〔教育委員会教育次長生涯学習課長 山岸洋一君登壇〕

教育委員会教育次長生涯学習課長（山岸洋一君）

国体関連でありますので、私の方からこの2点、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の障害者大会の方なんですが、これも新潟国体では、それが同時に実施をされるということは決まっております。ただし新潟県下は非常に県土が広いもんですから、身体的弱者ということもあって、今のところ県の実行委員会の方針では、新潟市を中心として1時間程度で移動できる範囲で会場としたいということが、今の予定でございます。したがって、当市を含んだ上越圏域ということになると、その枠から少し外れてくるのかなと思っております。

それと文化関係の方なんですが、今、いわゆるスポーツ、芸術ということで、国体の中の公開競技ということに従前はなっておりました。これが体育協会の国体改革の中で20年、つまり新潟国体の前の年の大分国体からということになりますが、これが公開競技から文化行事というような形になりまして、県並びに開催市町村の企画する、そういった文化行事等について、国体のそれとあわせてやっていくということで、今そんな方向で進んでおります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

新潟市中心でなく西の玄関口なんで、ぜひその辺も含めてやっていただきたい、積極的に取り組んでいただきたい。

それと障がい者とSO、スペシャル・オリンピックというのが、上越や妙高で大変盛んなんです、スペシャル・オリンピック、上越、妙高。やっぱり我々3市取り組むと、上越、妙高に遅れている

気配もありますので、ぜひ糸魚川市もその辺の障がい児（者）のスポーツも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、養護学校の高等部の関係でございますが、昨年4月、小中学部を設置していただいて、もうかなりたつんですが、今本校である高田養護学校の方が、特別支援教育でもありますようにADHDとか高機能自閉症の方々がふえて、本校の方に皆さん集中して、今度はある可能性が出ております。そういう方々をフォローするとか、ぜひ糸魚川市で高等部も設置、糸魚川市立の高等部も含めて、どんな考えを持ってるか、お伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

月岡学校教育課長。〔教育委員会学校教育課長 月岡茂久君登壇〕

教育委員会学校教育課長（月岡茂久君）

市立の高等部の設置の件でございますが、現在、県立高田養護ひすいの里分校は大変軌道に乗ってきたと。それにあわせて高等部の設置がこの地域では望ましいのかと、こう思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

高田の本校に行きますと寄宿舎やそういう施設面でも整っておるんで、そっちへ行かれるのが多いんですが、やっぱり私が含めるのは長野県に隣接していて、富山からも隣接しているところが一番拠点になる、そういうような高等部も考えて、本当は総合計画に入れてもらいたかったんですが、その辺も含めて考えていっていただきたい。それは意見だけでございます。

それと次、局地的大雨対策なんですけど、これも先ほどお答えしていただいたように局地的の伝達方法もない、やっぱり水位観測システムもないとなれば、第1回目に言わせてもらったように増水しても水位観測システムがあるところは姫川ぐらいですか、その辺も含めてどう完備していくのか、その辺をお答え願いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

局地的大雨の対応についてでございますが、先ほど市長が答弁申し上げましたのは、局地的なもの気象予測と伝達が今のところないと申し上げたわけございまして、いわゆる河川等の水位状況等につきましては、これは同じ局地的でも若干時間的余裕があるわけございまして、先般の一般質問でもお答え申し上げましたが、国や県の方が行っております河川の水位観測の状況を見る中で警戒区域、それから避難区域が決められているものでございますから、それらの水位の中で河川の上昇につきましては非常であれば、避難措置の伝達は行うシステムになっております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

私が言うのは、こんな急流の河川はほかにはないと思うんですね。その辺で山形県でないですが、子供が2人死亡したと、釣り人もいらっしゃいますし、子供たちも川で遊ぶ可能性もございます。そういう方々を何かの方法で、広報無線とかで教えてやるとか、そういう方法をお聞きしてるんで、そういう伝達方法、広報はないんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

お答えいたします。

そういう緊急予測がされた場合におきましては、広報無線で届く範囲と届かない範囲もあるわけでございますので、緊急時の場合におきましては、私ども消防本部の消防車なり広報車なりを活用する中で、緊急性を要するものは河川から引き上げる周知の方法をとっておりますし、今後も取る予定であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

局地的な場合があるんですね。レーダーにも載ってすぐ通報できるかどうか、その辺、短時間でやらんならん、その辺も含めて検討していただきたい。検討でなく、研究をお願いしたいと思います。

次、焼山入山禁止で、かなり市長の方からいいご意見をいただいたんですが、その辺、全体を含めて気象庁と相談してるということなんですが、解除の見込みはいつなんんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

吉岡消防長。〔消防長 吉岡隆行君登壇〕

消防長（吉岡隆行君）

焼山入山禁止措置に対します今までの調査状況につきましては、さきの6月の一般質問でもお答え申し上げ、気象庁が設置しております火山地震計等を参考にすることで、推移を見きわめておるといってお答えを申し上げてきたところでございます。

先ほど市長の答弁もございましたように、8月でございますが、気象庁本庁の火山の担当、専門の方からもお越しいただいた中で、それらのデータの分析等を行った中でお聞きいたしますと、現在までのところは静穏に推移しとるといってお答えをいただいております。これは予知はできないものでございますので、私ども担当部局といたしましては、昨年は開催はされなかったんですが、一昨年、そのまた前の15年にも開催いたしました、いわゆる焼山に係る諸団体がございまして、気象庁や国土交通省、あるいは近隣の妙高市等、警察、いろんな関係の皆様方とお集まりした中で、協議した経過もございますので、今年度の早い段階で、またこの関係する皆様方からお集まりいただきまして、そして今ほどのような最近の焼山の火山情報のデータを提示する中で、ご意見を拝聴

する中で、最終的にはやはり地元の糸魚川市の判断になるわけでございますので、それらの関係機関とのお話を踏まえた中で決断していきたくないと、こういうように考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

観光振興からみると渡辺建設産業部長にも、その辺でお考えをお聞きしたいと思うんですが、どうでしょう。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

渡辺建設産業部長。〔建設産業部長 渡辺和夫君登壇〕

建設産業部長（渡辺和夫君）

上早川地域に懇談に参りますと、非常に今の話があります。それを受けて市長に相談をして帰ってきて、解禁をするとしたらどういう隘路があるかということで検討してもらってありました。

実地に見ておかんきゃならんというようなこともありまして、春先に地元の方に、それなら案内もどうだねということで、ことしの夏、調査的に登らせてもらいました。非常に登山道等々、危険だとか心配されるような意見もあるわけですけども、実際、私の感じとしては、しょせん山へ行く道ですから、草を刈ってさえいただければ、まあまあ山の道としてはごくごく、そこらの林の道よりは、よほどいいんじゃないかなというような、これは私の個人的なとらえ方ですけど、そんなふうに感じております。

帰ってきて市長に復命をしながら、今度は一步前へ進んで、解禁するとしてどんな隘路を除去していったらいいかというようなところまで、今、話を詰めさせてもらっておりますので、その隘路によっては、また時間がかかることとなりますけれども、皆さんの意見を総合して、前向きに進めさせてもらっているつもりであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

つもりでなく、ぜひ取り組んでもらいたい。

それから総務財政常任委員会では有珠山ですか、これも現在、至るところで噴気、噴火の爪跡も残しておるんですが、その辺で体験できる散策路も含めて整備して、自然の観光と結びつける取り組みでなされた。有珠山もまだその辺で噴気もしている状態、噴火してそんな時間がたっていないのに解除している。やっぱりそういう面も含めて、登山ファンがかなりいらっしゃいます。

やっぱり新幹線でもまってもらうとか、乗ってもらうとかその辺も含めて、ぜひそういう面も含めて考えてもらいたいし、平成10年度から比較的静穏だと、平成10年度から8年もたってるんですよ、もういいんじゃないかと。糸魚川市の防災計画も、もうじき委員会に出されるということも聞いておりますし、いろいろなセンサーも含めて気象庁のデータがそろってる。もう1点、親王が誕生したと。そういうのも含めて、ぜひともお願いしたいと思うので、市長の考えをお願いし

たいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

私の考えは今ほど渡辺部長が申したとおり、もう入山禁止は解除したいという気持ちから、今調査をさせていただいているわけであります。

まず一番の理由は何かというところで考えますと、やはり意見を言う箇所が、また、そういう部署が多くあって、なかなかだめなのだろうと。責任はあくまでも市だということが、大きな問題なんだろうとっております。その辺のいろんな意見は、どのようにこれを調整していくのかというのが、今度は逆に市になるわけでありますので、その辺が一番の問題点だということで、今までこれだけ時間がかかったのは、やはり文句は言うが何もなくて、すべてその調整をしたり進めていくのが、市だということにあるんだろうとっておりますが、しかし、そういった問題をどのように一つずつ解決していくかというところを、これからやらなくちゃいけないんだろうとっております。まず私は、解除に向けて考えていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

ありがとうございます。あとは市長の腹一つだと思います。ぜひともその辺で、焼山だけでなくいろいろな観光振興も含めて、全般的にきょう言わせてもらいましたが、糸魚川市の目玉というのをどんどんどんつくって行って、10月1日もグランフوند430名も参加したり、その辺も含めて事業やイベント、いろいろな面もでございます。

地域も頑張っておりますが、行政も検討ではなく研究も含めて、ぜひ早期に実現できるようにお願いしたいことも含めて、私の一般質問を終わります。

議長（松尾徹郎君）

以上で、五十嵐議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

それでは五十嵐健一郎議員の貴重な質問時間をお借りいたしまして、関連質問をさせていただきたいと思っております。

まず、情報化にかかわる問題につきましての関連でございます。10月10日に行政としての方針を決定するということのご答弁が、幾度となく行われておりますが、このシステム決定に対して最も重点を置くポイントは何なのか、お聞かせをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

私どもの方で申し上げているのは、機能的には市長もこの前申し上げましたように、いわゆる地域情報が伝達できるんだと、それから緊急告知ができるという中で、あとどのようなサービスが附加されるかということだと思っております。システム的には、そういうことだと思っております。

それから、あとはいわゆるイニシャルコストの問題。イニシャルコストについては、当然、一般財源といったような問題もあろうかと思えます。それからランニングコスト、さらにもう1点は利用者の負担、こういったものを十分配慮していかなければならないというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

事業費ベースでの比較は、総事業費での比較になりますか、それとも市の直接の負担分という部分の比較になるか、お聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

当然、一般財源分ということなのですが、ただ、起債の枠もございますので、膨大な事業費で起債がたくさんかぶった場合に、市の財政上、その起債に耐えられるかということも、一部判断しなければならぬ点だというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

今後の維持管理費を考えた場合に、先ほどの新保議員のご意見もありますように、今後は公設民営で民間の活力を利用するという部分が、大変ウエートを占めてくるというふうに考えられます。その場合、維持管理を考えた場合、現在ある能生のCATVまで含めて管理委託できるのは、どちらの方なのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

能生のCATVを将来どうするかというか、テレビになった場合は、当然、一元化ということは考えなきゃいかんと思うんですが、一元化できない場合もあるということで、今、古畑議員の質問だと、テレビの場合でないと一元的に管理ができないということであれば、そのとおりかと思いません。

議長（松尾徹郎君）

どちらができるか、管理するとしたら。

総務企画部長（野本忠一郎君）

一元的に管理させるとすれば、テレビということになると思います。

21番（古畑浩一君）

時間が少ないので的確に言ってもらわなきゃ、テレビじゃなくてCATVっていう意味かね、ケーブルビジョンということ。

総務企画部長（野本忠一郎君）

すみません。ケーブルテレビかと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

もちろん今後の情報化を進める上においては、渡辺議員等からも、また平野議員からもお話があったと思いますが、利用者が抵抗なく、やさしく使えるという観点からでは、どちらの方が有利だと思われませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

ただいまの質問については、テレビの場合は皆さんもうご存じだと思うんですけど、通信の場合に、どのような形で提案がされてくるのか。そのデモを見た上で、また判断したいというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

現状で比較検討していらっしゃるの、事業費等の細分についてということだと思います。システムについては、既にプレゼンを受けているんでしょう。パソコンを使わなければ使えないというのが、基本的な考え方なんでしょう。その観点から立って利用者の方がパソコンを持っている方、また使えない方、持っていない方も含めて、利用者にとって抵抗なく使えるのはどちらかと、こういうことです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

今おっしゃったのは、通信の場合ということだと思うんですが、通信の場合で、この前内容のあらましを聞いたのは、パソコンを使わないで簡易的にいわゆるテレビ電話を使った中で、そういっ

た情報ができるとい話を聞いておりますので、それらについての実際のデモを見た上での判断というふうに申し上げたつもりでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

どのみちパソコンかテレビ電話がなければ使えないということですね。負担的に考えても、新たに購入しなければ見れない、使えないと、こういうことでよろしいか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

通信の場合は、いわゆるコミュニティ情報を得るには、これは当然パソコンがあれば問題ないわけですが、テレビ電話で可能だと。ただ、それが実際に具体的な提案が、それにどれだけの費用の付加がかかるかということについては、今後提案がされた段階で、どれだけだということは公表されるというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

能生町の場合では、要するにテレビと、一般放送というものとインターネットというものを分けて見れるわけなんですけど、利用者が地上波デジタルや、コミュニティチャンネルだけを見たいといった場合に、安価なのはどちらですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

コミュニティチャンネルを見るについては、当然CATVの場合も、いわゆるCATVに入らなきゃならんですし、それから通信の場合はフレッツフォンを介してということになると思いますので、それらの費用はかかると。ただ単に、いわゆる地上波デジタルを、今普通にアンテナで見てる人については、そちらの方はテレビに入らなくても見れるという状態で、一概にトータル的にどうだというのは、具体的な提案の中での話になるかというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

基本的に、じゃあそのフレッツフォンを使った場合にはインターネットだとか、そういうものに加入しなくても見れるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

今いただいているのは、Bフレッツに加入しなくてもいいと。ただ、そのための加入というものについては幾らだという提案は、まだ具体的には聞いておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

じゃあ具体的に、利用者にとって負担の大きいのはどちらになりますか。インターネット、それから地上波テレビ、コミュニティチャンネルを受信するとした場合。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

今、具体的に提案をいただいておりますので、ちょっとお答えできません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

わかりませんね。「お待ちせしました あなたのまちに光登場 フレッツ光」、これだって前から言ってるでしょう。5,145円ですか、光に入る場合、電話のサービスがついて6,720円とかいろいろ出てます。このエリアなんか、本当に中央区と大野と、その近郊ですけど、こういう比較検討はしてないんですか、今の現状で。どちらが便利だとか、どちらが利用者にとって負担が高いとか安いとかいう問題は。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

要はCATVと通信と、どちらがというようなことでのお尋ねでございまして、テレビの場合はどれだけの加入率があるかによって、また条件が違ってくると思います。それからBフレッツの方は、NTTが営業ベースでやってる話でございまして、それは当然それだけの金がかかるのは否定するものでないといえますか、そのとおりなんでございまして、能生の例でいけば能生もインターネットに加入すれば、それだけの金がかかってきますので、トータルで見たときというお話ですと、加入者をどれぐらいに見るかということによっては、料金も変わってくるんでないかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

加入者によって利用料金が変わるということは、それはどっちの場合ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

CATVをやる場合については、どれだけの加入があるかによって、そういう収支計算がなされるものだというふうに思っておりますので。通信の場合は、通信に入る、入らないということについては営業ベースの話でございますので、そこに示された金額が、そのとおりだというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

そしたら加入者数の数が確定できないうちは、CATVの利用料金が決まらんということですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

CATVをやる場合には、どういった仕事の手順でやるかということ、当然どれだけの加入ということでないとならば事業費がきちり決められない。ただ、今提案の中で事業者が、どれぐらいを想定してという中で提案されるというふうに思っておりますので、それらを見て、これぐらいの加入率でいこうということでは、スタート時点はそのような形になるんだろうというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

ちょっと待った、すみません、休憩をお願いします。

議長（松尾徹郎君）

休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時11分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を開催します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

先ほどちょっとお話になりましたが、行政側が提示をして、その後、必要経費で大きな論争となったこの再構築費23億8,000万円、こういう再構築費というのは、本当にかかる金額ですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

前回の総財の中でも新保議員の意見の中でも、再構築費というお話がございましたが、再構築費については、きちりそれだけかかるということについては、はっきり申し上げられません。ただ、当然そういったことでは、償却をしていくという経費というものもあるんだろうと。しかし、いわゆる少しずつ更新をしていきますので、一遍にそれだけかかるということはないと思います。

したがって、今まで出た数字については、現在新たな提案をいただいている中でございますので、それにこだわらないようお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

自分たちで事業費を出しとして、そっちの事業費ベースの比較の話では、このデータを使っておきながら、こっちが利用すると、その数字は使わんでくれという話もないものだ。

ランニングコストについては23億8,000万円と言われてたのが、再構築費がなければCATVでは8,000万円、それに対してNTTのインターネットサービスは3億1,800万円プラス3億6,800万円ですよ。NTTの方がランニングコストがかかるというデータが、これ過去に出てる。じゃあこれを打ち消してくれということなんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

再構築費の23億円を、すべてゼロということではなくて、それについては今後もう少し、どれだけになるかというのは、今の時点ではっきり申し上げられないということを申し上げたところでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

米田市長、10月10日に最終決定、方針を決定するということですが、その手順は、どのように決定されるつもりですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

今の答弁のやり取りを聞かさせていただく中におきましては、今までのやつもすべて、当然そういったひとつの調査の中にあるんですが、そういったものを含めて再提出を、今これからしていただけるということをございまして、今までやり取りしてる数字とも変わる部分もあろうかと思っております。

それともう一つは、今10月10日ということをおられますが、委員会では10日前後という形で、ご理解いただきたいということをございまして、我々の目標といたしましても今議員ご指摘の10日に向けておるわけでありますが、しかし、その出てくる提案の内容によっても精査もしなくちゃいけないでしょうし、またそれについても、やはり十分熟知してどうするかということになりますと、また委員会にも提示をしなくちゃいけない部分もあるわけでありまして、その辺の調整も、また研究もやらさせていただける時間も欲しいわけをございしますので、今までの委員会とのやり取りの中では一応そういう形ではありますが、前後という、委員会の中でもそのようなお示しをさせていただいたかと思うんですが、ぜひともそのようなことをご理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

それでは19日、20日の総務財政常任委員会には、この情報というものが比較検討の材料として提出されるのか、否か。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

それは委員会のときにもお答えしたと思うんですが、正副委員長と協議をさせていただいて、また皆さんにお示しをさせていただきたいと。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

終わります。

議長（松尾徹郎君）

関連質問なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。2時50分まで休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時51分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を開催します。

先ほど古畑議員の議事進行動議について精査いたしました。

新保議員の質問の一部に適正を欠いた発言が認められます。新保議員より発言を求められておりますので、この際これを許します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔29番 新保峰孝君登壇〕

29番（新保峰孝君）

私の一般質問で一部訂正をお願いしたいと思います。

情報通信基盤の整備についての中の(1)中、の部分を削除していただ
きたいものであります。よろしくをお願いします。

議長（松尾徹郎君）

ただいま新保議員から会議規則第65条の規定により、発言の一部を訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

たびたび申しわけありません。新保議員の発言につきましては、それです承するところであります。

そこで議長、先ほど五十嵐健一郎議員の関連で、情報基盤整備の質問をさせていただきました。そして一番最後のところで19日、20日に予定される総務財政常任委員会において、いわゆるこの15日に締め切られるNTT、JCV両者からのプレゼンの情報については、委員会に対して提示されるかという質問をさせていただきましたが、その際、米田市長より正副委員長より要請があった場合、相談をさせて決めさせていただくという旨の答弁があったと思います。

そこで私はその時点では、正副委員長から情報開示の要求がなされていないということで判断をして質問をやめたわけではありますが、正副委員長にこの休憩中に確認をさせていただいたところ、正副委員長におかれましては、野本企画部長に対して、委員会に対して生の情報で結構ですから、ぜひ情報を提供していただきたい旨の申し入れを行ったということの確認ができました。

先ほどの答弁と食い違う部分があるかと思いますが、まことに恐れ入りますが、答弁の内容

を精査していただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

再度お答えさせていただきます。

古畑議員の今ご指摘したこと、私は違っています。私はあくまで先般の委員会の中で、上がってくる提案については委員会で提示いただきたいという要望があるわけでありまして、それにつきましては正副委員長と相談させてください、協議をさせてくださいという形でお答えさせていただきました。委員長から申し出があったということではございません。そのようなお答えをさせていただいたと私は思っております。

そして内容につきましては、上がってくる生のもので、まだ全然精査してない、また検討もしていないものについてはいかがなものか。そういったことで、少しは我々もそのいただいたものを検討しなくちゃいけないわけではありますが、それであっても正副委員長と相談、協議をさせていただきたいという形で、今、私が報告させていただきました。

21番（古畑浩一君）

申し入れはあったんでしょう。

市長（米田 徹君）

私の説明させていただいたのは、前回の委員会での、そして議事録の中にあることを説明させていただきました。あとその間の委員長と、また担当が話をしとるのは私は知ってはいますが、話はここでは報告はしてございませんし、説明をしてございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

米田市長、大分苦しい答弁などはわかりますが、じゃあ正副委員長からこの辺の情報については、ぜひ委員会で提示してもらいたいという意向については、市長はご存じなんですか。野本部長には正副委員長は申し入れしたと、私の方にはしっかりと報告を受けているんですが、市長につきましては野本部長から、じゃあ正副委員長からそういう要請があったということについては、お聞きになられているんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

私はあくまで今提案したものにつきましては、委員会のやはり経過を尊重させていただくという形の中では、今質問がありました、その委員会では提示できるのかという質問については、その提示につきましては正副委員長と相談させていただきたいという、先般の委員会を尊重させていただ

くということでお答えさせていただきました。その後には今言ったように、担当と正副委員長とのやり取りは私は聞いております。

ですから、それについては正副委員長との結果は、私は了としております。正副委員長と担当との中では、それでよろしいと私は思っておりますので。ですから委員会でのやり取りを尊重させていただくならば、正副委員長と相談をする中で、対応していきたいということで説明をさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

わかりました。そしたら正副委員長と相談の結果、その要請を受けると。紳士的にその流れを尊重して、じゃあやるということの判断でよろしいか。それならもう帰ります。あとはもう常任委員会で、やらしていただければ結構だと思います。よろしゅうございますね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

野本総務企画部長。〔総務企画部長 野本忠一郎君登壇〕

総務企画部長（野本忠一郎君）

市長が何回も申し上げるとるように、これから正副委員長と提出について話をさせていただきます。市長の方からは出してもいいよという話なんですけど、市長も先ほど申し上げたように、どのような形でということもあろうかと思っておりますので、その辺のお話を、委員長とさせていただくということでございます。

「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

はい、わかりました。市長が出してもいいよと言うんですから、企画部長、抵抗しないで、ちゃんと出していただきたいと思っております。終わります。

議長（松尾徹郎君）

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時00分 散会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+